



消費者庁／中央合同庁舎 第4号館

〒100-8958 千代田区霞が関3-1-1
電話 03-3507-8800(大代表)

アクセス

- 丸ノ内線・千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」A13出口 徒歩5分
- 丸ノ内線・千代田線「国会議事堂前駅」4出口 徒歩5分
- 銀座線「虎ノ門駅」6出口 徒歩5分

<https://www.caa.go.jp>



消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン

イヤヤンは「泣き寝入りは超いやや」が口癖の蝶々です。全国を旅して危険な製品でケガをした人や強引な勧誘に困っている人を見かけると、消費者ホットライン188を教えています。188にダイヤルし、問題を解決出来た人が、蝶のように羽ばたく姿を見るのが大好きです。

困ったときは一人で悩まずに、
「消費者ホットライン」188に御相談ください。

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

いやや!
188泣き寝入り!と覚えてね

※お電話でのお問合せが困難な方におかれましては、メール・FAX等による相談を受け付けている場合もありますので、お住まいの地方公共団体の消費生活相談窓口までお問合せください。



採用案内パンフレット



C onsumer A ffairs A gency



消費者が主役の社会へ



消費者庁長官からのメッセージ

消費者庁は、令和6年に設立から15周年を迎えます。設立以来、消費者行政の司令塔として、職員一人一人が消費者の目線に立ち、消費者が安全、安心に暮らすことができる社会の実現に向け取り組んでまいりましたが、消費者行政は今、大きな転換点を迎えています。

高齢化やデジタル化の進展により社会が大きく変化する中、消費者の意思決定や事業者の商品・サービスの広告、提供方法など消費者を取り巻く環境は日々変化しています。こうした変化に遅れをとることなく対応するため、消費者行政の在り方をパラダイムシフトさせていくことが必要です。これは日本のみならず世界が直面する課題でもあります。我々が日々消費活動をしている「土俵」をより良い場所にするとともに、「土俵」上のルールを変化に応じた適切なものに変えていくことが必要です。こうしたパラダイムシフトは一朝一夕でできるものではありませんが、消費者たる国民全体の利益を考えていく立場である消費者庁の「肝」ともいえる非常に重要なプロジェクトです。

国民は全て「消費者」であり、このパンフレットを手にとっているあなたも「消費者」です。消費者行政を考える時には、自分だったらどうか、家族や友達だったらどうか、という視点に立って議論することが重要です。これは、採用1年目でも活躍のチャンスがあるということでもあります。同時に、消費者庁は、消費者庁採用の職員以外に、他省庁からの出向者、民間企業経験者、弁護士と様々なバックグラウンドをもった職員で構成され、多様性に富んだ職場です。各職員が様々な視点から意見を出し、それぞれの考え方をくみ取りながら議論していくことは、自分自身の視野を広げ、専門性や知見を深めることができるといった「成長の機会」にもつながります。多様性に富んだ職場で議論をしていく中で、自身も成長しながら、社会をより良くしていくことができる。このことは消費者庁で働くことの魅力の一つだと考えます。

消費者庁自体も設立以来、進化し続けています。これまで消費者庁では、消費者の生命・身体に係る被害の防止に向けた取組、商品・サービスの広告について誤解を与える表示の規制、食物アレルギーに関する表示のルール作り、食品安全、食品ロス削減など幅広い分野について、消費者庁が司令塔となり、関係省庁と連携しながら政府一丸となって取り組んでまいりましたが、令和6年4月からは厚生労働省から食品衛生基準行政が移管されるなど「食品」という分野において国民からより一層の期待が寄せられることになります。

本パンフレットでは、消費者庁の業務や職員を御紹介しています。「こんなところにも消費者庁が関係していたのか」と発見いただくとともに、消費者庁で働くことの雰囲気を感じていただければと思います。大きなパラダイムシフトを迎える中で、御自身も成長しながら、より良い消費者行政について一緒に考えていきたいと考えてくださる方、是非消費者庁の扉を叩いてください。

消費者庁長官

新井 ゆたか

Arai Yutaka



Message

～消費者行政の「舵取り役」として、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現する。～

消費者庁職員の行動指針

私たちは、消費者庁の使命を実現するため、以下の指針にのっとり行動します。

- 1 消費者・生活者の視点に立ち、国民全体の利益を考えます。
- 2 自らの仕事に誇りを持ち、強い責任感と高い志を持って職務を遂行します。
- 3 便利で分かりやすい情報を提供できるよう心懸け、コミュニケーションを重視します。
- 4 専門性を向上させるため、日々、知見の獲得・深化に努め、その成果を具体的な結果として示します。
- 5 困難な課題であっても、できる方法を考え、挑戦し続けます。

消費者庁の任務と組織

消費者庁は、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務として、平成21年に内閣府の外局として発足しました。発足時の定員は202名でしたが、直面する政策課題は年々増大しており、現在、定員は405名、9課2参事官体制となっています(令和6年1月1日時点)。組織は、庁全体の総合調整、人事、会計など官房機能を担う部門、政策や制度の企画立案を行う部門、個別事案に対する法執行を担う部門などから成っています。

消費者庁の組織 (令和6年1月1日現在)



消費者庁の主な仕事

消費者政策の推進に向けて

- ・政府全体の消費者政策を計画的・一体的に推進するため、消費者政策に関する基本的な計画を策定します。策定した計画の検証・評価を毎年行います。

消費生活の制度・環境作り

- ・消費者契約の取消や条項の無効といったルールや消費者被害を集団で回復することができる制度等、消費生活に関し消費者利益の擁護・増進を図る基本的な制度・環境作りを進めます。



悪質商法などから消費者を守る

- ・悪質商法などに対応して、特定商取引法や不当寄附勧誘防止法などの法律を厳正に執行します。
- ・消費者安全法に基づき、財産被害に関する情報を一元的に集めて分析し、消費者に対する注意喚起等を行います。
- ・取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売における取引の適正化、消費者の利益保護を図るため、必要な措置を講じます。



より良い商品・サービスを安心して選ぶために

- ・偽装表示などに対応して、景品表示法などの法律を厳正に執行します。
- ・事業者に適正な表示を促すための法制度作りを行います。

食品を安心して選ぶために

- ・消費者に必要で分かりやすい食品表示制度の運用に努めます。

消費生活の動向に関する調査と国際連携

- ・消費生活の動向に関する調査や消費者政策などの情報を取りまとめた消費者白書として公表し、消費者問題や消費者政策に対する消費者の理解促進に努めます。
- ・グローバル化する消費者問題へ対応するため、国際的な連携を推進しています。



消費者・事業者との連携・協働に向けて

- ・消費者志向経営を推進します。
- ・公益通報者保護制度の普及推進に努めます。
- ・公共料金等の新規設定・変更の際に、消費者利益を擁護する観点から所管省庁と協議などを行います。
- ・物価動向等を把握し、必要に応じて措置を講じます。

様々な取組

- ・消費者庁新未来創造戦略本部について
- ・持続可能な開発目標(SDGs)の推進

自立した消費者の育成と消費者市民社会の実現



- ・消費者教育の推進に関する法律に基づき設置した消費者教育推進会議等を活用して、消費者教育を総合的かつ一体的に推進します。また、食品ロス削減などのエシカル消費の普及啓発に取り組んでいます。

地方消費者行政の現場を支える

- ・消費生活の「現場」を支える地方を支援して、困っている消費者の手助けをします。
- ・関係機関等の中で消費生活相談等により得られた情報を共有しながら、高齢消費者等を消費者被害から守るための地域作りを支援します。



安全な暮らしのために

- ・行政機関・事業者等から、事故情報を一元的に集約し、閲覧・検索できるよう事故情報データベースで公開しています。
- ・消費者への生命身体被害の発生や拡大を防ぐため、必要な対策をとります。
- ・食品安全に関するリスクコミュニケーションや情報発信を促進します。

事故から教訓を得て繰り返さない

- ・消費者庁に設置された消費者安全調査委員会により、生命・身体への被害に関する消費者事故の原因究明を行い、事故の再発を防止し、消費者被害の拡大を食い止めます。

Staff Introduction

職員紹介

組織の円滑な運営を支え、
職員の働きやすい環境を整備する。



新富 悠梨

Shintomi Yuri

総務課管理室
総務係

現職 総務課管理室総務係
役職 係員
入庁年次 平成27年入庁
試験区分 一般職(高卒)
経歴 平成27年 消費者安全課総括係
平成29年 総務課総括第一係
平成30年 育児休業(3か月)
総務課管理室職員係
令和1年 総務課給与係
令和3年 育児休業(5か月)
令和4年 消費者安全課総括係
令和5年 現職

国会と消費者庁のパイプ役を
担い政策の重要性を伝える。

私が所属している総務課管理室では、職員の給与や福利厚生に関する、予算の出納管理や事業者との契約業務といった会計に関する、業務で利用する物品・庁舎の管理など様々な業務を担当しています。私は総務係として、消費者庁で保有している商標権など国有財産を管理したり、職員が調査や啓発活動のために様々な場所へ出張する際に発生する旅費手続の担当として、旅費制度改正に伴う庁内の運用ルール改正及び問合せに対応するほか、制度にのっとり適切に旅費が請求されているか1件1件精査を行っています。総務課は政策立案機能を持たないため、消費者行政に直接携わることはありませんが、法を所管している課の職員が円滑に業務を進められるよう職員を支える土台となり、日々業務に従事しています。私は今までに総務課の業務だけではなく、消費者安全課での業務経験もありますが、過去の総務課での業務経験はかなり消費者安全課でもいかせたと感じており、各課の総括業務を行う中で役立つ知識を勉強できるのが総務課なのではないかと思っています。

国の行政機関は、国会での質疑対応のほか、日常的に、国会議員の方々や取り取りがあり、取り組んでいる政策や把握している実態等に関する情報提供や説明等を行っています。これは国会議員の方々からの求めに応じて対応することもあれば、行政機関の側から、政策等を知ってもらうよう働きかけることもあります。

総務課調整係は、消費者庁と国会議員の方々とのパイプ役を担っています。求めに応じて対応する業務は、国会議員の方々のニーズを正確にこみ取り、適切な部署につないで満足度の高い情報を提供するコーディネーターとしての役割、能力が求められます。一方で、消費者庁の側から働きかける場合は、政策等の重要性が伝わるようどう紹介するのがよいかを考える、営業職のような役割、能力が求められる仕事です。お互いにとって満足度の高い情報や説明が提供できるよう、日々工夫を重ねています。

最後になりますが、国会関連の業務は激務なのはと、業務説明会で学生の方から聞かれることがよくあります。実際、国会会期中に業務が集中することは間違いありませんが、国会閉会中は業務にゆとりが生じるので、係内で分担して長期休暇を取得するなどしています。休暇を取らない日も、早く家に帰り、家族と一緒に夕飯を食べるなど、メリハリの効いた生活を送っています。

徳永 欽也

Tokunaga Kinya

総務課
調整係

現職 総務課課長補佐(調整担当)
役職 課長補佐
入庁年次 平成27年入庁
試験区分 総合職(院卒)
経歴 平成27年 食品表示企画課総括係
平成29年 育児休業(1か月)
消費者安全課事故調査室総括係
平成30年 消費者安全課事故調査室
情報解析第二係長
令和1年 育児休業(1か月)
消費者行政新未来創造オフィス
(現:新未来創造戦略本部)
令和5年 現職



消費者トラブルの
被害拡大を食い止め安心を提供する。



羽田 有希

Hada Yuki

消費者政策課
財産被害対策室

現職 消費者政策課財産被害対策室総括係
役職 係員
入庁年次 令和2年入庁
試験区分 一般職(大卒)
経歴 令和2年 表示対策課総括係
令和4年 表示対策課企画係
令和5年 現職

寄附勧誘対策室は「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(不当寄附勧誘防止法)」を所管・運用しています。

不当寄附勧誘防止法は、社会的に許容しがたい悪質な寄附の勧誘行為が社会問題となったことを受け、令和4年12月に成立したばかりの新しい法律です。この法律は、法人等が個人に対して寄附を勧誘する際の禁止行為、禁止行為を行った法人等に対する行政措置又は禁止行為を受けた個人の意思表示の取消権等が規定されています。この禁止行為を行っている法人等がないか調査等を行うことや、国民の皆様へこの法律の効果を周知広報することが当室の任務です。

当室は法律の施行に合わせて令和5年4月に設置されたばかりであり、寄附という我が国法制上前例のない観点からの規制を運用するため行政措置の基準を定めたり、寄附を募っている団体への法律の普及啓発活動のため全国に出張したり、諸外国の寄附に関する規制を調査したり、日々道なき道を歩んでいます。出来たばかりの法律ということもあり「自分たちが不当寄附勧誘防止法により処罰されてしまうのではないか」という不安を与えてしまうことも多いのですが、法人の代表の方への説明会などで丁寧に説明や質疑応答を尽くすことで、安心した、どうしたらいいのかわかったという反応やお声をもらえる役割を全うできたかな、と嬉しくなります。

悪質な寄附の勧誘行為を
阻止し社会を守る。

消費者政策課財産被害対策室では消費者安全法の財産に関する条文について運用しています。

具体的には、まず全国の消費生活センターに寄せられている相談から、多くの消費者が金銭面で被害を受けた消費者トラブルを選定します。選定後、実際に被害に遭われた消費者から詳細に話を聞いたり、聞き取った内容から相手の事業者を特定しその事業者について調べたりします。調査の結果、今後似たような被害を増やさないようにするため、消費者に対し「このような消費者トラブルが最近よく起きているので注意してください」と伝えるべきだと判断したら、消費者安全法に基づいて、事業者名を公表して注意喚起を行います。注意喚起と併せて、調査で得た情報を必要に応じて関係機関に情報提供して、関係機関と協力して消費者トラブルの防止、被害拡大の食い止めを行っています。

財産被害対策室で行っている注意喚起は、行政処分とは異なりますが、消費者トラブルを起こしている事業者が誰なのかを明確にすることで、消費者に対し強いメッセージ性を持ったものとなるのではと思っています。

高橋 雅也

Takahashi Masanari

消費者政策課
寄附勧誘対策室

現職 消費者政策課寄附勧誘対策室
課長補佐(総括担当)
役職 課長補佐
入庁年次 平成27年入庁
試験区分 総合職(大卒)
経歴 平成27年 消費者政策課総括係
平成28年 内閣府へ出向
平成30年 消費者制度課
公益通報者保護制度
第二係長
令和2年 地方協力課総括係長
令和4年 総務課課長補佐(調整担当)
令和5年 現職



消費者と事業者の間には情報の質及び量並びに交渉力に格差があることを踏まえ、消費者制度課では、消費者の利益を図るため、不当な勧誘による契約の取消しや消費者にとって不利益な契約条項の無効等を内容とする消費者契約法の整備、内閣総理大臣が認定した消費者団体が事業者を相手に消費者に代わって訴訟等を行う消費者団体訴訟制度の運用、超高齢化やデジタル化の進展等の消費者を取り巻く取引環境の変化に対応した消費者法制度の抜本的な検討等を行っています。

現在、私は、取引実態に合った消費者保護を実現するための適切なルールの内実について検討しており、具体的には、独立行政法人国民生活センターが保有している消費生活相談情報や裁判例、文献等を活用した情報収集、必要な調査・分析、有識者との意見交換等に取り組んでいます。日常生活におけるちょっとした気付きや興味関心が、上司との議論の場で活かされることも多々あり、非常にやりがいを感じながら日々の業務に励んでいます。

山本 佑輔 消費者制度課
Yamamoto Yusuke

現職 消費者制度課総括係
役職 係員
入庁年次 令和4年入庁
試験区分 総合職(大卒)
経歴 令和4年 現職

取引環境の最適なルールを整備し、消費者の利益を守る。

池田 健太郎 消費者教育推進課
Ikeda Kentaro

現職 消費者教育推進課総括係
役職 係員
入庁年次 平成29年入庁
試験区分 一般職(高卒)
経歴 平成29年 総務課広報室広報係
平成30年 総務課総括第一係
令和2年 地方協力課交付金係
令和4年 総務課国会連絡専門職付
令和5年 現職

消費者の意識を変え、持続可能な未来を目指す。



皆さん、現在、日本の食品ロス量はどのくらいあるか御存知でしょうか。

現在、日本では年間約523万トンの食品ロスが発生しており、国民一人当たり、毎日お茶碗一杯分を廃棄していることとなります。

私のいる消費者教育推進課では、食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減させることを目標に、食品ロス問題を「他人事」ではなく、「我が事」として捉え、行動に移してもらえよう、イベントやSNS等による情報発信を通じて普及啓発に取り組んでいます。

また、未然の消費者被害防止として、「だまされない消費者」、「自分で考える消費者」を育成するため、消費者の特性に応じた教材の開発・情報発信を通じて、「全ての消費者」に、ライフステージに応じた消費者教育を行っています。サステナブルファッションをはじめとした、人や社会、環境に配慮した消費である「エシカル消費」の普及・啓発にも取り組んでいます。

私は課の窓口となる総括担当として、課の業務が円滑に進むよう、課内のスケジュール管理や他課との連絡調整、迅速な対応が求められる国会対応等を行っています。総括担当は、課の窓口となり、様々なカウンターパートと連絡調整を行うため、常に課内で何が起きているのか把握する必要があり、難しさを感じる一方でやりがいを感じながら日々の業務に取り組んでいます。

地方協力課では、消費者ホットライン188、国民生活センター、地方公共団体を支援する交付金等を通じて、全国の地方公共団体が行っている地方消費者行政の強化・推進を目的とした業務を行っています。

地方消費者行政においては、消費者がどこに住んでいても質の高い相談、救済を受けられるよう、相談体制を充実していくことが重要な課題となっております。この課題をクリアするため、地方協力課では消費生活相談のデジタル化を推進しています。デジタル化が急進している昨今の社会情勢に応え、相談をする側・受ける側どちらも利便性の向上を感じられるよう、相談体制の再構築について日々検討を重ねています。

一方で地方消費者行政の主体はあくまで各地方公共団体であり、地方公共団体の皆様の理解と協力なくして体制の再構築は成し得ません。そのため、地方公共団体や相談現場の方々の意見を丁寧にくみ取っていくことが大事です。私は地方公共団体職員・相談現場の方をターゲットにした意見照会や、地方への説明会の運用などに携わり、地方消費者行政の最前線の状況について学んできました。

地方協力課に身を置くと、庁の外部からの反応をダイレクトに受けられます。反応を直に受けられるというのは、庁内の施策を進めていく上で大きなやりがいの一つとなり、自分が行政の担い手の一端であることを日々強く意識させてくれます。

増本 竜 地方協力課
Masumoto Ryu

現職 地方協力課総括係
役職 係員
入庁年次 令和4年入庁
試験区分 一般職(大卒)
経歴 令和4年 現職

地方公共団体と協力し、利便性を重視した相談環境を整える。



北島 孝紀 消費者安全課
Kitajima Takanori

現職 消費者安全課課長補佐(総括担当)
役職 課長補佐
入庁年次 平成26年入庁
試験区分 総合職(院卒)
経歴 平成26年 消費者政策課総括係
平成28年 消費者安全課総括係
平成29年 総務課審査第一係長
総務課企画係長
平成31年 消費者行政新未来創造オフィス(現:新未来創造戦略本部)
令和2年 参事官(調査・物価等担当)付総括担当主査
令和3年 消費者安全課事故調査室課長補佐(総括担当)
令和4年 消費者安全課課長補佐(企画担当)
現職

生命・身体被害に関する消費者事故から消費者を守る。

消費者安全課では、消費者安全法等に基づいて関係省庁や地方公共団体等から事故情報を集約し、消費者向けの注意喚起や所管省庁への情報提供など、必要な対応を行っています。直近では、官民協働でオンラインマーケットプレイスに出品されるリコール製品、安全ではない製品を削除する「製品安全誓約」という取組を進めているところです。

私の所属する総括係は、課の推進役を担う係です。課内外の連絡調整が主な業務の1つであり、例えば、他の省庁からの照会や作業依頼を課内に展開し、刈り取り、内容を整理した上で必要な決裁を得て提出します。国会対応として答弁や資料を作成し、内外に説明することもあります。公用携帯や翻訳サービスの導入など課内の業務環境の改善や、任期付職員や非常勤職員の採用活動、文書管理、公益通報、情報公開請求への対応など、総務的業務も行っています。

全体調整的な業務だけではなく、個別の事故について現地調査や関係者のヒアリングを行ったり、再発防止のため関係省庁に対応を求め折衝を行うこともあります。

業務の量・質両面で苦労はありますが、消費者の安全を確保するという強い使命感で日々業務に取り組んでいます。

事故調査室は、消費者安全調査委員会の事務局として、委員会の運営業務を担っています。消費者安全調査委員会は、消費者事故等の再発・拡大防止のため、事故等原因調査を実施し、消費者の視点に立って、事故の再発防止策を提言し、関係行政機関の長へ意見するとともに、その後のフォローアップも実施しています。

私は、総括担当として、調査が円滑に進むよう、委員や関係行政機関との調整や全体の進捗管理等を担当しています。事故現場の確認や様々な実験にも立ち会うほか、調査の申出者や様々な分野の専門家とお話する機会も多いです。また、事故調査室は、民間企業出身者や法曹など多様なバックグラウンドをもつ職員で構成されているため、チームとして最大限の力を発揮できるように、各人の強みを生かせる環境作りも心掛けています。

委員会の意見によって、消費者事故の起きた原因となった仕組みを変えていき、世の中を変えていくことは、「自分の子どもや孫の世代も安心・安全に暮らせる社会作り」に貢献したい」という入庁時の想いの実現につながるものと考えており、やりがいを感じています。

兼高 淑江

Kanetaka Yoshie

消費者安全課
事故調査室

現職 消費者安全課事故調査室
課長補佐(総括担当)
役職 課長補佐
入庁年次 平成26年入庁
試験区分 総合職(院卒)
経歴 平成26年 消費者制度課総括係
平成28年 金融庁へ出向
平成29年 育児休業(10か月)
平成30年 総務課審査第二係長
令和1年 育児休業(11か月)
令和2年 総務課政策立案推進係長
令和5年 現職

消費者事故の原因を追究し
安心・安全な未来を切り拓く。

片野坂 明子

Katanozaka Akiko

取引対策課

現職 取引対策課法令係長
役職 係長
入庁年次 平成26年入庁
試験区分 一般職(大卒)
経歴 平成26年 食品表示企画課総括係
平成28年 消費者制度課総括係
平成29年 総務課審査第一係
令和2年 内閣府へ出向
令和4年 現職

取引に関する制度を整備し
悪質商法から消費者を守る。



消費者が安心してネットショッピングを
利用できる環境を整備する。

私が所属する取引対策課取引デジタルプラットフォーム消費者保護室では、「取引デジタルプラットフォーム消費者保護法」を所管し、同法の運用を通じて、日々オンラインモールやオークションサイト等の「取引デジタルプラットフォーム」を利用して行われる通信販売取引の適正化及び紛争解決の促進に取り組んでいます。また、取引デジタルプラットフォーム提供者からなる団体、消費者団体、関係行政機関等により構成される「取引デジタルプラットフォーム官民協議会」を組織し、取引デジタルプラットフォームを取り巻く問題や、法に基づく取組状況の共有・情報交換等も実施しています。

私は室の総括担当として、主に庁内他課室や他省庁との連絡・調整、予算管理など室内業務全体の取りまとめのほか、取引デジタルプラットフォーム消費者保護法の運用状況等に関する調査事業などを担当しています。担当業務が多岐に渡ることから、大変な場面も多いですが、各業務を通じて、トラブル・被害から消費者を守るための政策作りに携われることに非常にやりがいを感じています。



宇野 朱香

Uno Ayaka

取引対策課
取引デジタルプラットフォーム
消費者保護室

現職 取引対策課取引デジタルプラットフォーム
消費者保護室企画係長
役職 係長
入庁年次 平成28年入庁
試験区分 一般職(大卒)
経歴 平成28年 食品表示企画課総括係
平成31年 取引対策課
令和3年 総務課組織係
令和5年 現職

取引対策課は、特定商取引法、預託法等を所管し、悪質商法などから消費者を守るため、取引に関する制度整備(法令改正等)や法執行(悪質事業者に対する処分等)を行っています。私の所属する法令班は前者の担当です。法令の改正対応のほか、その解釈を調達・ガイドライン・逐条解説・Q&Aの形で示すなどの業務を行っています。

最近では、令和3年に特定商取引法等の改正が行われ、段階的な施行がありましたので、それに伴う政省令の改正や、解釈の提示、その周知活動を行いました。私が現職に着任した当時は、法改正後一部未施行が残っているという状況でしたので、法律によって大枠が定まっているものについて、政省令で具体的なルールを決めていくことが大きな業務でした。業務では、常に、他省庁を含めた関係者との協議を要するので、うまく進めるための対人能力の重要性を感じています。

制度整備は、世の中の状況に合わせて、常にアップデートが必要になるので、高齢化・デジタル化・グローバル化などの消費者を取り巻く取引環境の変化へ対応すべく、現在も、実態の把握や制度整備の不断の検討をしています。興味を持たれた方は、是非、改正内容なども検索してみてください!

小高 俊太

Kodaka Shunta

参事官
(調査研究・
国際担当)

現職 参事官(調査研究・国際担当)付総括担当主査付
役職 係員
入庁年次 平成30年入庁
試験区分 一般職(大卒)
経歴 平成30年 消費者安全課総括係
平成31年 消費者安全課事故調査室総括係
令和4年 現職

国際機関と連携し
国境を越える消費者問題に対処する。



参事官(調査研究・国際担当)室は、主に、調査業務と国際業務を行っております。

まず、調査業務のうち、特に重要となるのが「消費者白書」の作成業務です。消費者白書は、消費者基本法及び消費者安全法において作成することが決められており、閣議決定の上、国会に報告する大変重要な業務です。また、消費者白書を作成するに当たっては、年に1回1万人を対象とした大規模な「消費者意識基本調査」を実施し、その結果等を分析して活用しています。

次に、国際業務では、OECDをはじめとする国際機関との連携、国際会議への出席や他国などとの交渉を行っています。特に近年は、オンライン取引等の国境を越える消費者問題が多様化しており、他国との緊密な連携が求められているところです。

私は国際業務担当として、国境を越える消費者問題などについて、日中韓の局長級が意見交換を行う「日中韓消費者政策協議会」の会議運営を担当しました。他には、世界的な記念日である「世界消費者権利デー」を迎えるに当たっては、大臣メッセージを发出するため、他省庁と調整しつつメッセージ案の作成を行いました。国際業務を行う上では、言葉の壁や海外の組織と調整を行う大変さがありますが、日本を代表して業務を行うことに非常にやりがいを感じています。

坂上 響平 参事官
Sakaue Kyohei (公益通報・協働担当)

現職 参事官(公益通報・協働担当)付総括担当主査
役職 主査
入庁年次 平成29年入庁
試験区分 総合職(大卒)
経歴 平成29年 消費者制度課総括係
平成31年 内閣府へ出向
令和3年 消費者教育推進課総括係長
令和5年 現職

事業者と連携・協働し
消費者が安心できる社会の実現を目指す。

デジタル・業務改革推進室は、「庁内の情報システムの整備、EBPM(エビダンスに基づく政策立案)の推進・政策評価の実施、庁内DX・働き方改革の推進」等が主な業務となっています。

私は、室内の総括担当として、関係省庁からの発注・協議への対応を行い、政府全体の行政のデジタル化に向けた動きやシステムのルールを注視しつつ、必要に応じて消費者庁内に反映するべく取り組んでいます。また、EBPMの推進担当として、消費者庁の各事業の政策目的と政策手段との繋がりを明確化するために、各課と一緒にロジックを考えながら、政策の進捗状況について適切な指標で見直されているか確認等を行い、各課の事業サイクルがより良くなるようにサポートをしています。

現在、デジタル・業務改革推進室では、庁内のシステム移行に向けて準備を進めているところですが、このシステム移行に併せ、各課共通の業務における、新システムへの移行後の活用ツールの検討・業務フローの見直し等を行い、効率的かつ円滑な職員の業務遂行の実現に向けても取り組んでいます。

このように、業務内容は多岐にわたりますが、消費者庁のより良い政策とその先の消費者利益のためになりたいという思いを持って、日々の業務に励んでいます。

原 千紘 デジタル・業務改革推進室
Hara Chihiro

現職 デジタル・業務改革推進室
役職 係員
入庁年次 令和4年入庁
試験区分 一般職(大卒)
経歴 令和4年 総務課企画係
令和5年 現職

政策効果を見直し
より良い政策への突破口を切り開く。

参事官(公益通報・協働担当)では、事業者との連携・協働という観点から主に三つの業務を担っています。

- ①事業者に対し、消費者と共創・協働して社会価値を向上させる「消費者志向経営」の推進を行っています。具体的には、消費者志向経営が浸透していない事業者に対し普及・啓発をして裾野を広げているほか、優良事例の表彰やトップセミナーの開催を通じた好事例の横展開等により各事業者の取組の高度化を図っています。
- ②また、勤務先の違法行為について通報した者(公益通報者)が不利益な取扱いを受けないよう保護する「公益通報者保護法」を所管しています。令和4年6月1日から改正法が施行され、中小事業者を除き内部通報対応体制の整備が義務付けられました。昨今の企業不祥事もあり、事業者における内部通報制度の実効性向上がより求められる中、今後これまで以上に周知・啓発活動に力を入れていくところです。
- ③このほか、公共料金の適正性の確保や生活関連物資の価格安定を図るため、「物価」関係業務も実施しています。消費者庁は、各省庁所管の公共料金等の改定の際に協議を受ける立場となっており、昨年来の大手電力会社の電気料金改定においては、消費者へ与える影響を慎重に検討して所管省に意見を発出し、現在も当庁参画の下で各会社コスト効率化のフォローアップを行っています。



未来を見据え消費者の
安全と利益を確保するための
イノベーションを推進する。

徳島県にある消費者庁新未来創造戦略本部(以下「未来本部」という。)では、「グローバル」「日本全国へ」「官民連携」の三つを重点的な施策として日々業務を行っており、主にモデルプロジェクト及び国際消費者政策研究を実施しています。モデルプロジェクトでは、徳島県等を実証フィールドとして活用し、消費者行政の先駆的な取組を行い、全国展開に向けての課題の洗い出しや解決への検討を行っています。また、国際消費者政策研究では、デジタル化や高齢化等の社会情勢の変化による新しい課題に関する研究を大学の先生等と連携しつつ研究しています。

モデルプロジェクトの一つとして、「見守りネットワークの更なる活用」というプロジェクトを行っています。見守りネットワークとは、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」の通称です。高齢者や障がい者等を消費者トラブルから守るためには、福祉関係者や医療関係者、警察や消費者団体、民間事業者の方、消費生活サポーターや自治会の方など、地域で見守る多様な担い手の皆さんの気付きを消費生活センターにつなぐことが大切です。未来本部では、見守りネットワークの全国への設置促進や、実効性の向上に向けた取組を行っています。地方公共団体の方から、設置に当たって困っていること等をお聞きしたり、また実効性の向上に向けて悩んでいること等をお聞きしたりすることで、より実態に即したプロジェクトを実施できるよう努めています。

また、「エシカル消費の普及啓発」というモデルプロジェクトでは、エシカル消費の1つであり、持続可能な衣服の消費に関する取組であるサステナブルファッションを推進するため、令和5年6月に「サステナブルファッションに



金子時佳 新未来創造戦略本部
Kaneko Haruka

関する日EU国際シンポジウム」を開催しました。本シンポジウムでは、環境や人権に配慮するための法規制が進められているEUの先進的な取組について御紹介いただくとともに、日本で先進的な取組を行っている事業者等から取組や今後の方向性について議論いただきました。こうしたイベントを実施するに当たっては、より多くの消費者に、より分かりやすく発信するため、チーム一丸となって企画・調整を行っています。苦勞する面もありますが、達成感を感じられるやりがいのある取組の一つです。

国際消費者政策研究の一つとして、「PIO-NETを利用した消費者問題の傾向分析」があります。本研究では、全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談情報について、テキストマイニングという統計的な手法を用いて、消費者トラブルの傾向を分析しています。令和2年の1年間に寄せられた、新型コロナウイルス感染症に関連する相談情報を分析したところ、令和2年5月の特別定額給付金の支給開始や、令和2年11月のGoToトラベルの一時停止等、社会状況の変化と消費生活相談情報の内容との関連を可視化することができました。大学の先生方と共に研究を実施することは、専門的な知見も必要で難しい面もありますが、新たな気付きを得ることができ、大変勉強になります。

未来本部では、他にも多種多様な取組を、地方公共団体や民間企業からの出向者と共に実施しています。様々な方と意見交換しながら取組を進めることで、視野を大きく広げるとともに、多くの知見を得ることができ、自身の成長につながっています。



左から
森田 晋矢
Morita Shinya

滑川 翔太
Namekawa Shota

酒井 啓
Sakai Kei

山下 真弘
Yamashita Masahiro

消費者教育推進課

地球の未来を変えませんか。
私たちが共に、
食品ロス削減への挑戦。



業務内容

皆さんは「食品ロス」という言葉を一度は聞いたことがあると思いますが、その現状は御存知でしょうか？ 日本における食品ロス量は、年間約523万トン発生しています。これは、毎日、日本国民全員が御飯茶碗1杯分の食品を捨てていることを意味します。食品ロスが大量に発生することは、食べ物を無駄にしていること以外にも、環境問題・貧困問題などといった様々な問題にもつながります。

食べものに困っている人が、日本のみならず世界中にいるのに、当たり前のように食品を捨てているという現実は無視できませんよね。

皆さんは、スーパーなどで買って来た野菜を冷蔵庫に入れれば

なしにして、気付けば傷んでしまっていたことはありませんか？

ほかにも、作りすぎた料理、そのまま捨ててしまっていたりしませんか？ 食品ロスを減らすには、国民一人一人が、他人事ではなく我が事として意識を持って、身近にできることから着実に取り組んでいくことが大切です。みんなで、少しずつでも、食品ロスを減らしていきましょう。

今回は、消費者庁が、SDGsとして世界的な目標とされた「2000年度比で2030年度の食品ロス量を半減すること」を目指して、関係省庁と緊密に連携・協力しつつ様々な施策を実施している中から、消費者庁が主に行っている施策をいくつか御紹介します。

「スケール大きく、普及・啓発」

皆様の中にはもしかすると御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、毎年10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」とされています。これらの月間、日においては、普及・啓発に特に努めているので、その一端を御紹介します。

まずは、「食品ロス削減推進表彰」。食品ロスの削減に効果的かつ波及効果が期待できる優良な取組を行った方を表彰する制度です。皆さんが「やってみよう!」、「人に勧めてみよう!」と思う、そんな食品ロス削減に関する活動を、地方公共団体、企業、学生など様々な方々から募集し、表彰を行っています。

そして、例年食品ロス削減の日に行われている「食品ロス削減全国大会」。食品ロス削減に向けて、消費者を含めた様々な関係者との連携、フードチェーン全体での認識の共有や全国的な機運の醸成を図るため、例年10月30日に開催されています。令和5年度にはトークセッションや、先ほど御紹介した表彰に係る表彰式が行われました。

このように、食品ロス削減に取り組んでくださる方をもっと増やすために、消費者庁は、優れた皆さんの取組を共有知化し、大々的にアピールしています。

「暮らしに入り込む、普及・啓発」

もちろん、食品ロス削減月間等以外でも、消費者庁は普及啓発に努めています。

例えば、「てまえどり」という言葉をコンビニ等で見かけたことはないでしょうか？ 消費者庁、農林水産省、環境省が連携して、小売店舗において、消費者向けに、商品棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」を呼び掛ける啓発活動を行っています。そのほかにも、期限表示の意味を正しく理解していただくため、「おいしいめやす」という賞味期限の愛称を活用し、事業者の皆様の協力を得つつ、キャンペーン(ポスターの掲示、レジ画面への提示等)を行っています。

また、日々の食生活や食料の貴重さは、子供たちにも是非理解してもらいたいものです。そこで、5~6歳の子供たちを対象に、食品ロス削減に関する絵本を製作しています。この絵本は、幼稚園等にも御協力をいただき、園内での読み聞かせにも使われています。読み聞かせ後、食事を食べきる割合が増加した、といった調査結果も出ています。

上で御紹介したのはほんの一部です。そのほかにも、日々の暮らしの中で食品ロス削減が実感できるような普及・啓発を行っています。見たことがないという方、もしかすると気付かないうちに視界に飛び込んできているかもしれません。



「普及・啓発を超えて」

普及・啓発以外にも消費者庁は食品ロスに関して様々な取組を行っています。2030年度までの食品ロス量半減まで、更に取組を進めていく必要があることから、消費者庁では、各地域に根差した食品ロスの削減の周知啓発等ができる人材を育成し、各地域で御活動いただく食品ロス削減推進サポーター制度を創設しました。学生や教員、食育アドバイザー等にサポーターになっていただき、消費者等に普及啓発や助言ができるようになるための土台を、消費者庁が整えています。また、食品ロス削減

目標の達成に向けて、関係省庁と共に、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」の取りまとめを行いました。

2030年まで時間も限られています。食品ロス削減という社会問題の解決のために、消費者庁は様々な政策ツールを用いて取組を更に加速させていきます。もっとも、政策を創るのも動かすのも結局は人です。そのため、これを読んでくださっている皆さんの力を我々は求めています。我々と一緒に食品ロス削減という大きな社会課題、いや地球課題の解決をしてみませんか。

表示対策課

業務内容

「月額〇〇円、3か月で脱毛完了!」、「生分解性があり使い捨てても土に還るストロー!」、「飲むだけで痩せるサプリ」。世の中には様々な商品・サービスの表示がありますが、果たしてその表示、本当でしょうか?これらは、実際にあった「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」違反事件における表示を基にした事例です。

表示対策課では、一般消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守るために、景品表示法を中心に、家庭用品品質表示法や健康増進法といった、消費者にとって身近な存在である商品・サービスの表示についての法律を運用する業務を行っています。本特集では、景品表示法について詳しく御紹介します。



夢のような謳い文句、それって本当?

「消費者が適正な商品・サービスの選択ができる環境」を守る

普段はあまり意識しないかもしれませんが、私たち消費者が、さまざまな商品・サービスを選択して購入する際には、まずその表示を確認しています。その際、虚偽誇大な表示が行われてしまうと、私たち消費者は適正な商品・サービスの選択ができません。表示対策課で運用している景品表示法は、この「消費者が適正な商品・サービスの選択ができる環境」を守るために、誇大広告のような不当表示や過大な景品の提供を禁止しています。

不当表示として禁止されている表示には、商品等の品質など内容に関して、実際のものより著しく優良であると示す表示(優良誤認)や、商品等の価格などの取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示(有利誤認)、一般消費者による

不当表示の禁止

景品表示法では、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

不当表示には大きく分けて3つの種類があります。

優良誤認表示

商品・サービスの品質、規格、その他の内容についての不当表示

有利誤認表示

商品・サービスの価格、その他の取引条件についての不当表示

その他誤認されるおそれのある表示

一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示

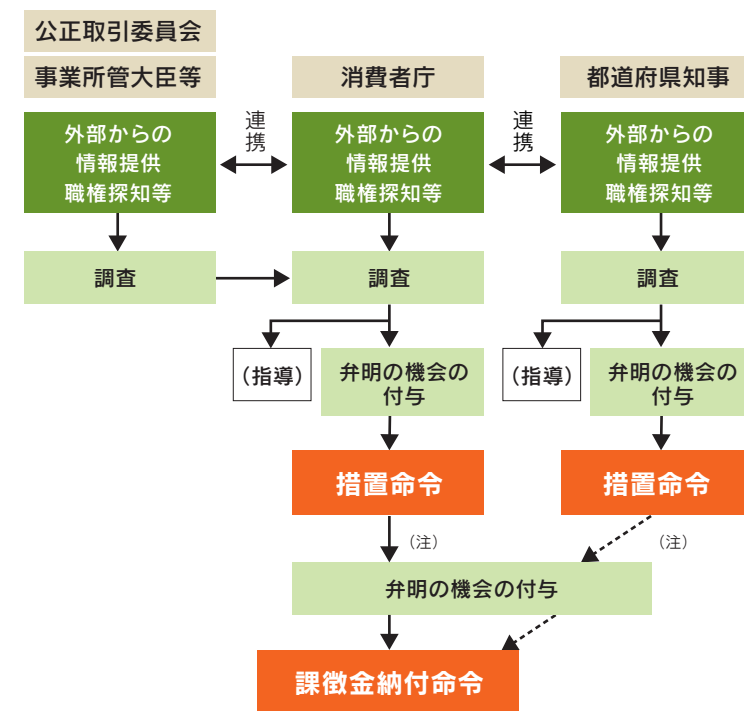
自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定する表示(指定告示)があります。最近では、指定告示にいわゆるステルスマーケティングが追加され不当表示として新たに禁止されています。

不当表示を取り締まる

表示対策課では、景品表示法違反の疑いがある不当表示を行った事業者に対し、景品表示法上の権限に基づき、立入検査や事情聴取を行ったり、商品・サービスに係る情報の報告を求めたりするなどの事件調査を行っています。事件調査により違反事実が認められれば、不当表示の差止めを命じる措置命令や、不当表示に係る商品等の売上額に応じた金銭を国庫に納付することを命じる課徴金納付命令といった行政処分を行います。

事件調査においては、外部からの情報提供や職権探知によって収集した違反被疑情報を検討・整理して事件として立件する担当者、立件された事件について立入検査や事情聴取等を行って事実関係を調査し行政処分を行うかどうかを検討する担当者、デジタルフォレンジックを含む事件調査手法の検討を行う担当者など、多くの担当者が協力しています。

景品表示法違反の事件処理手続



(注) 措置命令及び課徴金納付命令に関する要件を満たすと認められる事案であることが前提。

消費者の安心を守る取組。

不当表示を未然防止する

表示対策課では、「消費者が適正な商品・サービスの選択ができる環境」を守るために、既に行われた不当表示に対する事件調査や行政処分だけではなく、不当表示を起ささないための未然防止活動も行っています。

具体的には、事業者からこれから行う商品・サービスの表示や景品の提供についての相談に応じています。景品表示法はあらゆる商品・サービスを対象としているため、事業者の相談内容もさまざまですが、一つ一つ内容を理解した上で、適切な表示が行われるよう指導を行っています。また、景品表示法の規制内容を周知啓発するための講演活動も積極的に行っており、事業者団体や消費者団体等からの依頼があれば、全国に赴いて実施しています。

このほか、特定の商品・サービスを取り扱う事業者が集まって業界の自主ルールとして設定する公正競争規約の認定も

行っています。景品表示法はあらゆる商品・サービスを規制対象としているため、一般的・抽象的な規制となっていますが、公正競争規約は、業界の商品特性や取引の実態に即して、より具体的にきめ細かな自主ルールを設定することができます。このため、景品表示法の観点からチェックされ認定された公正競争規約が業界内で守られることにより、「消費者が適正な商品・サービスの選択ができる環境」も守られることになります。

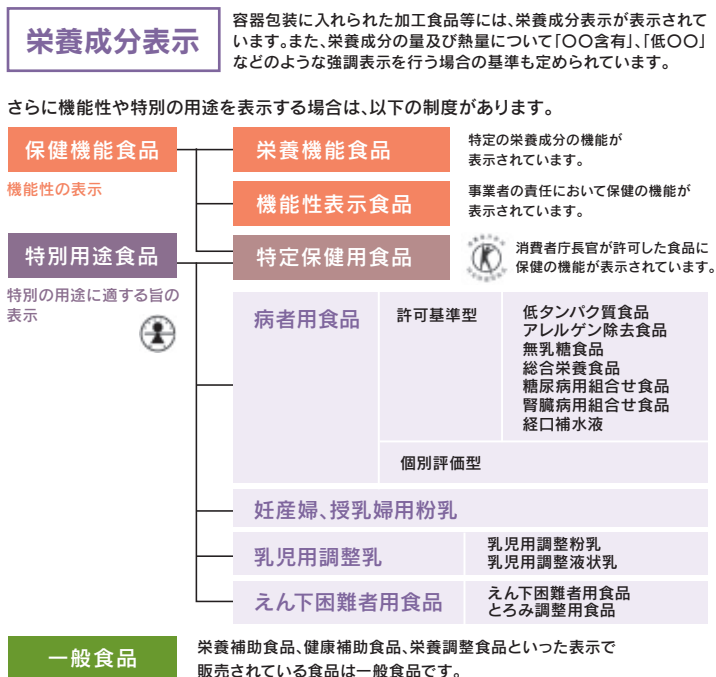


表示対策課では、上記のようにさまざまなアプローチで、一般消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守るための取組を行っています。

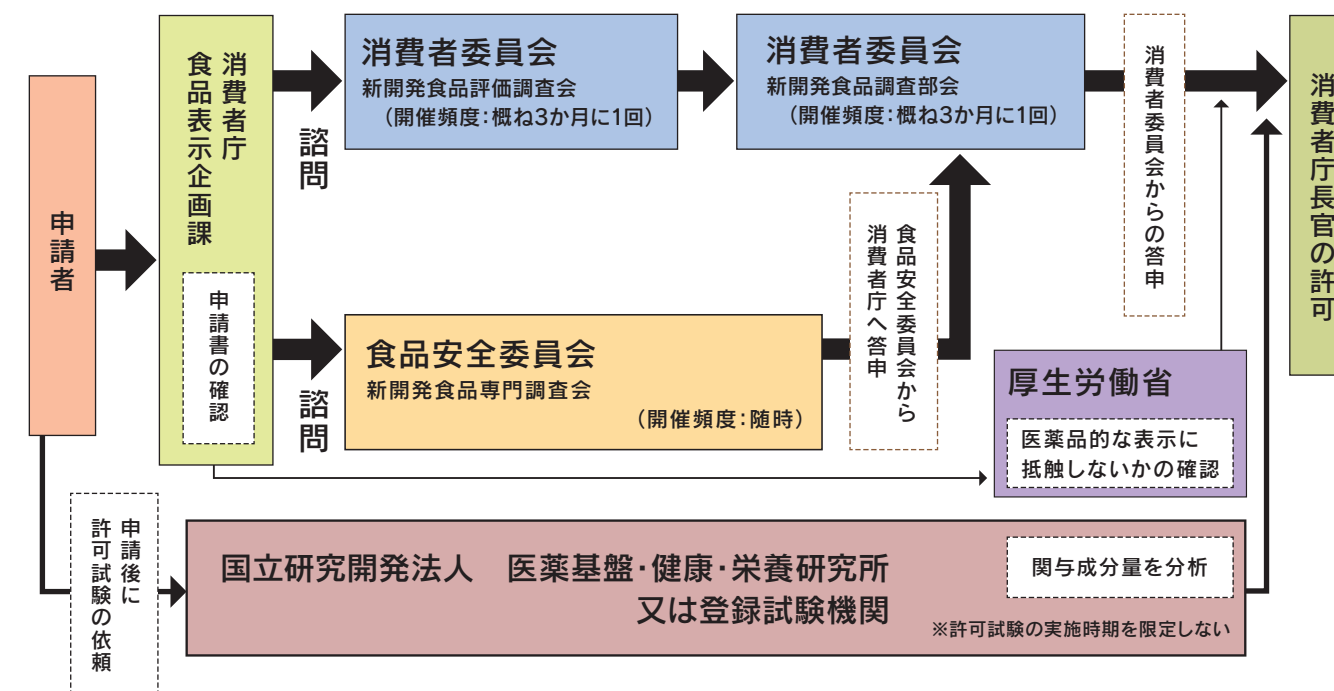
食品表示企画課

業務内容

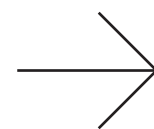
皆さんは保健機能食品という単語を耳にしたことはありますか？健康志向が高まる昨今において、より健康に役立つ食品を選びたいという消費者は多いのではないのでしょうか。いわゆる「健康食品」の国内市場規模は約8700億円に及んでいますが、単なる「健康食品」と「保健機能食品」の意味合いが異なることについてはどの程度認識されているのでしょうか。「保健機能食品」には、法律上の定義がないその他のいわゆる「健康食品」とは異なり、健康増進法等を根拠として、一日摂取目安量や摂取上の注意を表示すること等が義務付けられています。食品表示企画課では、衛生事項（食物アレルギー表示・食品添加物表示等）や品質事項（遺伝子組換え食品に関する表示・原料原産地表示等）以外に、「保健機能食品」に関する制度についても所管し、日々より良い制度となるように試行錯誤しています。



特定保健用食品の審査の流れ



食品表示の正確性



消費者の安全な選択

このマークが付いた食品を御存じですか？

このマークは、体の生理学的機能などに影響を与える成分を含み、特定の保健の目的が期待できる旨の表示をする食品である「特定保健用食品（通称：トクホ）」に付けられています。



トクホは、国が定めた安全性や有効性に関する基準などに従って「お腹の調子を整える」「内臓脂肪を減らすのを助ける」というような食品の機能性を表示することができる食品である「保健機能食品」の1つです。トクホは、国による有効性と安全性の審査を受け、消費者庁長官の許可を得て特定の保健の用途に適する旨が表示された食品であり、保健機能食品の中でも唯一製品ごとに個別に消費者庁長官の許可がされるものです。また、保健機能食品の一つである機能性表示食品にあつては、有効性

の科学的根拠について最終製品を用いたヒト試験のほか、文献評価（システムティック・レビュー）によることも可能ですが、特定保健用食品にあつては、原則として最終製品を用いたヒト試験が必要となります。

トクホは、平成3年に保健機能食品の中で最初に制度化され、令和3年に施行から30周年を迎えました。現在のところ、1,053件が許可されています（令和5年8月31日時点）。

消費者庁長官がトクホの表示許可をするに当たっては、その安全性及び効果について、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴き、許可前に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による表示規制への抵触の有無につき厚生労働大臣の意見を聴くこととなっています。

食品表示企画課では、消費者委員会、食品安全委員会と申請者（主に食品事業者）の間で、審議が順調に進むための調整、許可を出すために書類の最終確認、許可書の発出を行っています。また、許可を出したら終わり、ではありません。許可を受けた者が許可を手放す（表示許可の失効や取消し）まで、安全性や品質

などに問題があれば報告をしていただくこととなります。また、トクホ制度が消費者にとってより良い制度となるよう、食品事業者にとって制度をスムーズに活用できるように制度の見直しや発展に向けた取組を行っています。

まとめ

物やサービスについて知りたいと思うとき、表示を見ないという人はほとんどいないでしょう。だからこそ、表示には正しい情報が記載されている必要があり、表示の見方についても正しい知識を持つ必要があります。中でも、食品という消費者の生命・身体にも大きな影響を持つものについては、より消費者に分かりやすいルール作りと普及啓発が必要です。誰でも消費者であり、私たち消費者庁職員も例外ではありません。普段から

スーパーやコンビニ等で食品の表示を見るたびに、「この書き方ってちょっと分かりづらいかもな」、「もうちょっと分かりやすい場所を書くような仕組みを作れないかな」等、様々な気付きがあります。消費者庁は自分の仕事が社会に目に見えて影響を与えているということが最も実感できる省庁の一つではないかと思えます。皆さんの選択肢に是非とも入れてもらえると嬉しいです。

トークテーマ

～消費者庁プロパー職員の「キャリアパス」について～

真角 今回クロストークのテーマが消費者庁プロパー職員の「キャリアパス」ということもあり、僭越ながら人事担当である私、真角が司会進行を務めさせていただきます!そもそも、消費者庁には「政策アクティビティ」という、消費者庁プロパー職員自らが消費者政策や組織内に関する様々なテーマを自由に設定して、庁内公募をかけて賛同する有志によるメンバーでそのテーマに沿って活動をしていく、という制度があります。消費者庁設立から令和6年に15周年になり、プロパー職員の採用が始まってからも10年以上経過した今、それぞれの職員が歩んでいくキャリアパスというものを我々プロパー自身がしっかりと向き合せて色々と検討していく必要があるのでは、という問題意識の下、私を含めた、この場にいる4名共同でこのプロジェクトを立ち上げました。全体としては9名のメンバーで活動してきましたね。今回は、この活動を立ち上げたメンバーと共に活動を振り返りながら、楽しく談笑できればと思っています。さて、本題に入る前に皆さんの自己紹介と何故キャリアパスに興味を持ったか教えてくださいませんか?

兼高 私はこれまで消費者制度課で消費者契約法の改正に携わったり、総務課で防災・危機管理関係の仕事をしてきました。プロパー2期生として消費者庁に入庁したため庁内にロールモデルはおらず、キャリアパスは自分で切り開くものだという意識を持っていました。しかし、真角さんがおっしゃったようにプロパー職員の採用が始まって10年以上が経過したことや人材の流動化といった世の中の変化を踏まえて、職員のキャリアに対する意識も変わってきたことを実感することが多くありました。そこで、改めて

キャリアパスをみんなで考えてみたいと思うようになりました。

山本 私はこれまで兼高補佐の後を追ってきた部分があり、消費者制度課や総務課を経験してきております。直近だと表示対策課の景品・表示調査官として、景品表示法の執行や令和5年景品表示法の改正に携わっておりました。学生時代はバスケット部だったのですが、チームスポーツ精神といいますか、消費者庁プロパーとして入庁したからには、消費者庁という組織を他の省庁に負けないくらい素晴らしい組織にしたいと強く想っています。その意味では、このキャリアパスの話が出てきた時には、是非チャレンジしたい、という思いで直ぐに参加を決断しました。

新富 私はこれまで消費者安全課で事故情報の公表業務や庶務業務を担当し、総務課では人事担当として様々な仕事に携わってきました。プロパー3期生として入庁した当時はプロパーの数がとても少なかったのですが、今ではたくさんのプロパーがいて組織が大きくなるのを感じるとともに、消費者庁プロパーはこれからどうなっていくのだろう?と疑問に思っていたところ、真角さんから本プロジェクトのお話をいただき、自分達のこれから、つまりキャリアパスをしっかり考えてみたいと思ったのがきっかけです。

真角 皆さんありがとうございます。私も簡単に自己紹介をいたしますと、私は現在人事で主に採用担当をしており、人事に着任する前は徳島にある新未来創造戦略本部にもおりました。誰も興味ないかもしれませんが、趣味はアニメ鑑賞です(笑)。キャリアパスについては実はあまり関心がなかったのですが(笑)、人事に着任したことや、ある程度役所での仕事というものが身について



きて、係長という役職になったことで次のステージを見据えたときにキャリアパスというものに必然と興味が出てきましたね。とまあ自己紹介はこのあたりにして、早速我々の活動を振り返っていきましょう。活動を開始したのはもう1年以上前のことだったと思うのですが、兼高さん、簡単に我々の活動内容を教えてくださいませんか。

兼高 私たちの活動内容ですが、初回の話し合いを振り返ると、問題意識はメンバー共通であったものの本当に何から手を付ければいいのか全然わからなかったですね。何度か集まって話し合いをした記憶がありますが、楽しく談笑して終わり、みたいなこともあった気がします(笑)。それはそれで職員との交流を深めるためには意味のあったことだと思いますが、そうして話をしている間に、既に先行して省庁横断的な検討をしていた他省庁のチームとの意見交換ができそう、ということになり、話を聞くことからこの活動が本格的にキックオフしました。話の中で私たちだけで勝手に何か考えて進めていく



より、職員一人一人の生の声を聴き、その声を活かすという方針が進めることになりました。

真角 そうですね。我々の考えだけで何か提言をしても、実態と乖離していても嫌ですし、内部の話なのでしっかり職員の声を聴くことは非常に重要だなと当時思いました。それでは続きをお願いします。

山本 それではここからは私から……。

真角 何いきなり横から口出してるんですか!(笑) さつきからずっと話がしたくてうずうずしていたんでしょうね。それでは山本さんからもどうぞ。

山本 ありがとうございます。お話ししたく、我慢しておりました(笑)。さて、ヒアリングをした後ですが、早速職員の方々の声を聴かせていただくということで中途採用の方も含めプロパー職員全員を対象としたアンケートを実施することにしました。キャリアパスは働き方改革と密接に関連いたしますので、アンケートの軸として①現在の働き方

に関すること②エンゲージメントに関すること③キャリアパスに関すること、の3つを軸としてアンケートを実施致しました。対象者が100名以上にも上りましたので、多くの皆さんに回答いただく点に苦慮しましたが、大勢の方々に御協力いただけました。それと並行して、特に我々はキャリア形成等については素人ですから、有識者の方々等から知見を得る必要があると思い、消費者庁の元幹部の方や民間企業の人事の方からもお話を伺いましたね。いきなりお話を聞かせていただきたいとアポをお願いしたのにもかかわらず、快く引き受けてくださった方々には改めて感謝申し上げたいと思います。いずれの方々のお話も非常に参考になりました。ところで、アンケートの結果についてですが、実際に職員の方々の声を聞いてみますと、色々なことが浮き彫りになりましたね。アンケートの結果は新富さん、お願いします!

新富 はい!アンケート結果からは「6割の職員が明確なキャリアプランを持っていない」ということが分かりました。これは特に採用区分による違いが顕著でして、特に一般職大卒程度区分の方がその割合が高い傾向にありましたね。一方で「半数以上の職員が明確なキャリアプランを提示してもらいた

い」との回答がありました。これはもともと我々が一番キャリアパスの見える化ということでは何か提示することが必要なのでは、と思っていたところもあり、収穫のある回答結果だったと思います。

また、退職された方にもアンケートを実施しました。対象者数は少ないですが、「6割以上の退職者が機会があればまた消費者庁で働きたいと思っている」という結果が得られました。コメントでは、国という立場から社会に与える影響力の大きさの魅力や、消費者行政に再度携わりたいという思いがある、などがありましたね。これは実際に今現在職員として働いている我々としてもとても嬉しい結果でした。

兼高 はい。ということでアンケートやヒアリングを通じて、チームとしては報告書という形でまとめることになりました。特に庁内への提言として「職階毎に求められる能力・知識」や「キャリアパスの一例」といった資料の作成をしてはどうか。ということや、採用区分に固執することなく、それぞれのライフプラン・能力等に応じた、採用区分に捉われない登用が可能となる制度の導入も検討の余地があるのではないかと、ということをもまとめました。1年以上のもの間、このメンバーで政策アクティビティの活動に取り組み、しかも上司と部下というような関係性ではなく、フラットな関係で業務ができたのは非常に良い経験でした!ここで得られた信頼関係というものは今後の業務をする上でも私の財産になりますので、これからも皆さんよろしくをお願いしますね。

山本 こちらこそよろしくをお願いします。私としては、今回の取組を第一歩として、今後も消費者庁の職員自らが消費者庁をより良い組織へと進化させていく取組を行っていく流れが生まれることを何より期待しています。皆で、良い組織にしていきたいですね!

真角 それでは最後に就職活動中の学生の方へ一言ずつメッセージをお願いします。

兼高 消費者庁のカラーに合う方にぜひ仲間になっていただきたいと思っています。このクロストークで消費者庁の雰囲気少しでも伝わっているといいなと思います。

山本 採用説明会でも学生の皆さんに良くお伝えしているのですが、官庁訪問は恋愛と同じだと考えています。皆さんが入庁したいと思う組織を好きになり、他方、組織側も皆さんのことが好きになる、と。官庁訪問を通じてそのような関係が築ければと考えています。皆さんにとってその組織が消費者庁であればこれほど嬉しいことはありません。

新富 消費者庁は様々な経験ができることが最大の魅力だと思います。チャレンジ精神旺盛な方、お待ちしております!



左から

課長補佐
兼高 淑江
Kanetaka Yoshi

課長補佐
山本 竜大
Yamamoto Tatsuhiro

人事専門職
真角 卓嗣
Masumi Takuji

係員
新富 悠梨
Shintomi Yuri

皆さんの現在の業務について教えてください。

酒井 私は、室の総括担当として、他省庁や他課室との連絡・調整を行う窓口業務をはじめ、他課室等からの発注対応、室内全体の取りまとめなど幅広く行っています。中でも他課室等からの連絡・発注を受け、担当者に依頼等する場合においては、担当者の目線に立って、必要となる情報を追加し、対応方針等を明確に示した上で依頼等するよう努めています。また、私の先輩である当室の坂上さんの職員紹介にも記載があると思いますが、当室では、①消費者志向経営の推進、②公益通報者保護制度、③物価対策、の3つの業務を所管しています。それぞれ職員の出身母体が様々であることもあり、考え方など異なる点も多いため、刺激をもらいながら業務に励んでいます。

藤木 私は、物価担当として、生活関連物資の価格動向の把握や、公共料金の改定等に係る業務を行っています。ここ最近では公共交通分野において、コロナ禍での乗客減に伴う運賃収入減や、乗客数が回復してくる中においても運転手不足などの課題を背景に運賃改定が増えています。また、燃料価格の高騰を背景とし、電気料金の値上げも約10年ぶりに行われました。こうした料金改定の際には、私たち消費者庁に対して、国土交通省や経済産業省といった所管省庁から協議が行われますので、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えていないかや、最近では、賃金と物価の好循環の実現に寄与するよう、賃上げが適正に見込まれているかもチェックしています。

蜂須 私は、いわゆる任期付弁護士として

2020年10月に消費者制度課に配属され、公益通報者保護制度の担当となりました。その後、公益通報者保護制度の移管に伴い、新設された当室に異動となり、現在、任期は3年目となります。

今の担当業務は、法制関連業務で、具体的には法解釈・政令改正・法執行にあたっての側面支援に加えて、徳島の未来本部と連携した説明会等への対応業務や国際業務です。任期の1年目は、2020年6月に公布された「公益通報者保護法の一部を改正する法律」の改正法施行対応、事業者の体制整備義務の内容を定める指針等の検討会の対応や、改正法を踏まえた政令対応、国際業務が中心でした。

任期の2年目は、改正法施行のための周知活動が中心となり、任期の3年目は、法執行にあたっての側面支援が中心となりました。

今までの業務では、どんなことをしていて、どういったことを現在の業務にいかしていますか？

藤木 私はこれまで、財務省で政府保有株式の売却や地震保険制度の企画立案・評価・改善、財務局で国有財産の管理処分や金融機関の検査監督業務、金融庁で国際金融規制の国内適用などに携わってきました。

これまでの業務が今従事している消費者庁での業務と直接関係するといったことはありませんが、様々なバックグラウンドを持つ同僚と共に色々と議論しながら、刻々と変わる環境変化に応じた消費者の課題やニーズに対応できるよう、日々新しい情報を取り入れながら業務に取り組んでいます。



蜂須 入庁前、法律事務所や民間企業で内部通報への対応に多少関与していた時期や、弁護士会の委員会活動という枠組みで公益通報者保護制度の海外との法制度比較等に多少関与していた時期もありました。

入庁後は、法制面を担当する一員として法解釈を詰めていく役割を担うほか、各府省庁・全国の地方公共団体・各種団体の皆様など、制度に関与し、実務運用を担われている方々との調整等にも対応しています。制度担当の一員として、従前の行政解釈との連続性を意識しつつ、新たな論点等にどう取り組んでいくかという悩みは絶えませんし、ステークホルダーの皆様の強い思いをしっかりと受け止めながら制度を発展させることの重みも、日々、感じております。今の自分がどこまで対応できているのかは心許ないですが、一定の制約も踏まえつつ、制度を俯瞰する視点を

養いつつあることは、一弁護士として貴重な経験を積ませていただいていると思います。

消費者庁の魅力について教えてください。

藤木 消費者庁は、消費者に近いところで消費者利益の擁護・増進に直結する業務を行っており、身近に成果を感じられるところが魅力だと思います。

蜂須 消費者庁は、これまでも何度も話が出たようにバックグラウンドが多様な方々がおられる役所であり、それが確かに魅力の1つだと思います。

公益通報者保護制度の担当も、他省庁、独立行政法人、民間等、多様なバックグラウンドの方々が活躍しています。緊密に連携している未来本部のメンバーは地方公共団体や他省庁での業務経験が豊富な方々です。多様な意見を尊重しながら一定の結論を導くために、制約条件を踏まえてこだわらざるべき点/譲る点を整理し、議論し、チームで適宜分担しながら道筋を立てたり、成果物を作ったりといったチームプレーは、消費者庁で経験させていただいた貴重な経験だと思います。

酒井 自身の日常生活での経験を業務にいかすことが出来る点です。消費者庁は特定の業を所管しておらず、日常の消費生活に関わる様々な分野をカバーしています。入庁するとこれらに従事することとなるため、日常生活で問題に思っていること、疑問に感じてい



ることをいかしながら業務に携わることができると考えています。

また、私が所属する参事官（公益通報・協働担当）室では、消費者志向経営推進業務も担当しているところ、この消費者志向経営は、“消費者と共創・協働して社会価値を向上させる経営”と定義付けており、社会的に有用で安全な商品・サービスを開発・提供し、消費者の満足と信頼を獲得していかなければ事業活動の継続が難しい現代社会にとって、非常に重要な経営概念となっています。また、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、自らの社会的責任を自覚して事業活動を行うことを柱の一つとして位置付けており、国際的に取り組んでいる持続可能な開発目標（SDGs）とも関連深いものです。こういった社会的意義の大きい業務に携われることも魅力の1つだと思います。

就職活動中の学生の皆さんへのメッセージ

蜂須 消費者庁プロパー職員の中には、

ロースクール出身の方や司法試験合格者も多数活躍されています。

消費者行政の推進の観点では、日本の制度同士の調査・比較だけではなく、海外の法令や制度を調査し、日本の法を見直す際の視点とするような検討も重要だと思います。ロースクール出身の方や司法試験合格者も、消費者庁で御活躍いただくフィールドが多いと思います。

自分の場合は不勉強な面も多いですが、消費者行政に関する海外法制度との比較を通じて日本法を相対化する視点を養いつつあり、消費者行政ならではの経験とと思います。

また、消費者行政に関する国際会議（OECD会合等）の対応も業務の一つとして担当しており、これも消費者庁ならではの経験とと思います。

酒井 消費者庁は決して大きな組織ではないものの、事業者との契約・取引から商品の表示、当室が所管している物価等、業務フィールドが広範で様々です。また、プロパー職員間の仲や組織としての風通しもよく、年次が若いうちから様々な仕事に挑戦することができる風土があります。少しでも魅力を感じることがあれば、是非消費者庁の門を叩いていただければと思います。御縁があつて一緒に働くことができるのを楽しんでいます。



左から

弁護士・政策企画専門官
蜂須 明日香
Hachisu Asuka

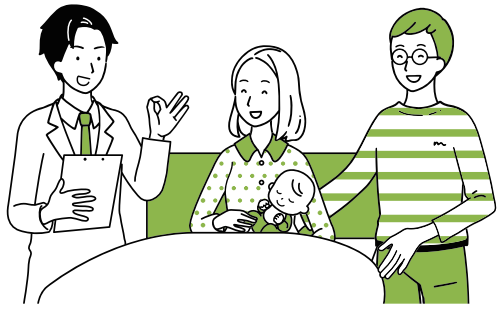
消費者庁プロパー・係員
酒井 裕隆
Sakai Hiroataka

財務省財務局・参事官補佐
藤木 美貴
Fujiki Miki




女性が対象

- 深夜勤務・時間外勤務の制限
- 健康診査・保健指導を受けるための職務専念義務免除
- 業務軽減
- 休息・補食のための職務専念義務免除
- 通勤緩和のための職務専念義務免除
- 通勤緩和のための休憩時間の短縮
- 産前休暇
- 産後休暇



男性が対象

- 配偶者出産休暇
- 育児参加のための休暇





女性・男性 共に対象

女性職員は、産後休暇後の期間において、これらの制度を利用することとなります。

不妊治療に係る通院等のための休暇である「出生サポート休暇」は性別、年齢を問わず、第2子以降のためにも使用することが可能です。

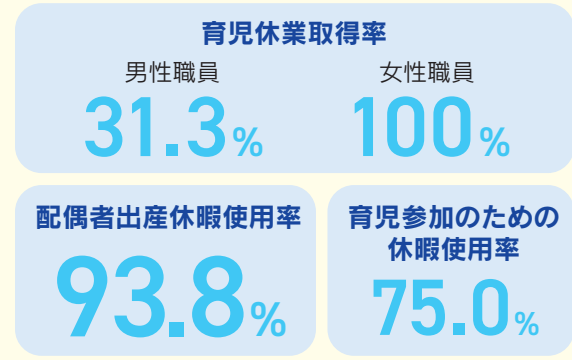
- 保育時間
- 育児休業
- 育児短時間勤務
- 育児時間
- 子の看護休暇
- 深夜勤務の制限・超過勤務の制限
- 超過勤務の免除
- 育児を行う職員のフレックスタイム制
- 早出遅出勤務
- 休憩時間の短縮・延長



Work Life balance

ワークライフバランス推進のための取組について

消費者庁では、テレワーク環境の整備に努めており、全職員に貸与している端末にはSIMカードが搭載されているため、どこでもテレワークすることが可能です。また、職員の端末から庁内・庁外のWeb会議に参加することも可能です。さらに、公用携帯電話の貸与のほか、私用携帯電話からも通話可能なアプリを使用することで、一層のテレワークの実施を推進しています。



水野 友貴

Mizuno Yuki

現職 総務課公益通報係長 併任文書・情報公開・個人情報保護係長
 入庁年次 平成27年入庁
 試験区分 一般職(大卒)
 経歴 平成27年 消費者教育・地方協力課総括係
 平成28年 消費者教育・地方協力課消費者教育第二係
 平成29年 消費者安全課事故調査室総括係
 令和2年 食品表示企画課調査表示係
 令和3年 育児休業(7か月)
 令和4年 食品表示企画課食品衛生係
 現職

1day

1日のスケジュール

6:00	起床、朝食、家事
7:00	娘と遊ぶ
7:30	出勤、保育園送迎
9:00	業務開始
15:45	業務終了
17:45	保育園にお迎え
18:00	お風呂
19:00	夕食
20:00	寝かしつけ
21:00	家事、翌日の準備
22:30	就寝

仕事と育児の両立

現在2歳の娘がおり、基本的に平日は私が家事・育児を担当しています。育児時間制度を利用していますが、それでも、仕事に家事に育児に追われ、忙しい毎日を送っています。また、急な子どもの体調不良で、仕事を休まざるを得なくなることも多々あり、上司や同僚の方々に申し訳ないと感じたり、思い通りに仕事が進まず、落ち込むこともあります。周りの方々の理解やサポートのおかげで、何とか仕事と育児の両立に励むことができています。

育児時間制度以外でも、テレワークやフレックス制度を積極的に活用しています。例えば、テレワーク時は、通勤時間を業務時間に充て、通常より長く働いたり、昼休みに夕食の準備や洗濯などの家事をこなすことで、少しでも娘と過ごす時間を確保するなどしています。また、娘の体調不良が長く続く場合は、業務時間を短くし、娘がお昼寝をしたタイミングにテレワークをするなどして、業務時間を確保し、何とか業務をこなしています。

さらに、これまで以上に限られた時間で、効率よく働くことを意識し、悩ましい点があれば、早めに上司に方向性を相談するなど工夫しています。



消費者庁×育児

消費者庁の業務は、日々の生活に密着しており、これまで私が担当してきた業務でも、子育てに深く関わるものが多くあったように思います。例えば、事故調査室に所属した際に、子どもの医薬品の誤飲事故に関する業務に携わりました。その際、子どもの成長に合わせて誤飲する医薬品の種類や事故の形態が変化するため、月齢に合わせて注意するポイントが異なることを知りました。この経験から、医薬品に限らず子どもが誤飲しやすいものは子どもの成長に合わせて、管理の方法を変えるようにしています。また、子育てをしてみると、昨日できなかったことが突然今日できるようになったり、子どもの著しい成長に驚かされました。保護者が注意するだけでは事故を防ぐことは難しく、他の手立ても考えるべきだと改めて感じました。

そのほかにも、これまで携わってきた食品表示や消費者教育などの業務が、様々な場面においていかされているように感じます。

今後は、育児をしている消費者の立場での経験が、消費者庁での業務に還元できるのではないかと感じています。子どもの成長と共に、私自身も消費者庁職員として成長できたらと思っています。

学生へメッセージ

私は、産前産後休暇と育児休業を合わせて、約9か月間取得しました。9か月という長く感じますが、忙しくあっという間に感じました。日々成長していく子どもを常にそばで見ることができ、私にとっては本当にかげがえのない時間だったと思います。

職場への復帰後は、仕事と育児との両立に苦労していますが、育児時間制度やフレックス制度、テレワークの利用など様々な制度を利用したり、より効率的に仕事をしたり、試行錯誤の日々です。

育休の取得や、仕事との両立に不安を感じる方もいるかもしれませんが、制度や環境は整っていますし、周りにも子育てをしている職員がたくさんいますので、安心して働くことができると思います。

Career

キャリアプラン

琴野 綾音
Kotono Ayane

1年目～

消費者安全課 総括係

1年目は消費者安全課の総括係に配属されました。総括係とは、課の窓口であり、マネジメント・サポート役でもあります。課で対応すべき案件に対し、自分が関わることでスムーズに進められるようになったか、付加価値をつけることができたかを常に意識するよう教わりました。また、1年生ながら製造物責任法に関する事業者からの問合せ対応、乳幼児のボタン電池の誤飲に関する事故情報の分析や注意喚起の作成等にも関わらせてもらいました。

さらに、在任中には、美白化粧品による白斑トラブルや冷凍食品への農薬混入といった重大事案が発生。大量生産され全国に流通したモノによる事故が、いかに多数の消費者に影響を与え、世の中に大きな不安を生み出すかを痛感しました。同時に、行政の初動対応と国民への発信がいかに重要かを、間近で見て学んだ係員時代でした。



現職	総務課課長補佐(政策立案推進係担当)
	(併任) デジタル・業務改革推進室室長補佐
役職	課長補佐
入庁年次	平成25年入庁
試験区分	総合職(院卒)
経歴	平成25年 消費者安全課総括係
	平成26年 総務課総括係
	総務課企画係
	平成28年 消費者教育・地方協力課企画係長
	平成29年 育児休業(5か月)
	平成30年 総務課総括第一係長
	令和2年 公正取引委員会事務局へ出向
	令和4年 現職

4年目～

消費者教育・地方協力課企画係長

4年目からは係長となり、国会対応等のより重要な役割を担うようになりました。また、2014年改正消費者安全法の施行関係業務も担当しました。なかでも、御自身で被害を自覚し、自発的に窓口で相談することが困難な高齢消費者等の見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)を各自治体に設置してもらうことが最大のミッションでした。人手やノウハウの面から設置をためらう自治体も多く、協議会設置の意義や方法を具体的に示して、「できるところから始めましょう」と説明して回りました。出張は一人で行くため、自分が庁の代表者になるのです。他にも、先進的な自治体の取組事例集を作成したり、自治体内で消費者行政部局と関係部局が連携できるよう、関係省庁と打合せをしたりもしました。地域での取組の重要性を訴え、とにかく動き回った係長時代でした。



今までを振り返って

私が入庁した頃にもデジタル化、国際化、高齢化といった社会変化は認識されていましたが、コロナ禍の影響もあり、ここまで急速に消費の在り方が変わると予想できた人は少なかったのではないかと思います。現代は、環境の変化が

10年目～

総務課課長補佐

(政策立案推進係、デジタル・業務改革推進室)

8年目には課長補佐となり、現在は消費者庁におけるEBPM(Evidence-Based Policy Making)の推進及び消費者行政のデジタル化を進めています。前者は政策の企画立案や見直しの場面、後者は政策を実施する際の業務フローに着目したのですが、いずれも政策効果の最大化を目指す仕事です。自分の知見とコミュニケーション能力をフル活用して施策担当者を伴走型で支援するという役回りなので、「庁内コンサルタント」というイメージが近いかもしれません。

目まぐるしく変わる社会の中で次々と現れる課題に対応するためには、従来のやり方に囚われずに、機動的かつ柔軟に政策を見直していくことが必要です。施策の担当者に変革を促すためには、課長補佐としてやりとりを主導する私自身が信頼されていることも必要でしょう。何をすれば組織や政策に良い影響を与えられるか試行錯誤しながら、チャレンジングな日々を過ごしています。



役職に応じた仕事の仕方の変化

もちろん役職が高くなればなるほど与えられる裁量は大きくなりますが、消費者庁では若手職員であっても意見を求められたり、主力として活躍できる風通しの良さがあると思います。若手職員の成長が、将来の消費者行政のために不可欠だと考えられているからです。

そのため、「役職に応じた仕事の仕方の変化」とは「成長に伴うステップアップ」と言い換えられるかもしれません。係員時代は、上司のフォローの下で様々な案件に携わり、自分がコミットできる業務の幅をどんどん広げていくことが良しとされました。続く係長時代は、係員時代の経験を基にある程度自立して業務に取り組めるので、消費者行政に寄与しているという実感が強くなりました。そして、課長補佐となった今では、与えられた案件に対応するに留まらず、数多ある課題の中で今何を成すべきかを自らが考え、部下職員のマネジメントをしながら実践するという立場になりました。人の成長を促す側に回ったことで気を遣わなければならないことは確かに増えましたが、組織をマネジメントすることで、自分で手を動かすだけでは実現できなかったスケールの大きな仕事もやり遂げることができます。この充実感は、ぜひ皆さんにも味わってほしいです。

早く、社会課題が複雑化し、先を見通しづらい状況にあると言えるでしょう。その中で消費者庁では、エンドユーザーたる消費者に行きつくあらゆる分野の商品・サービスを政策対象とし、制度整備、法執行、財政支援、教育・啓発といった様々な政策手法を使います。私自身、法学部・法科大学院出身でありな

がら、これまでのキャリアでは、製品や食品、クラウドサービスやAIやデジタル広告、EBPMや行動経済学といった法律以外の多くの領域に触れてきました。消費者の安全・安心の確保というミッションのために使えるものは何でも使うという発想は、消費者庁採用職員が共通して持つ「意気込み」だと思います。

多くの方にとって「公正取引委員会」は、カルテルの疑いで事業者に立入検査を行った、といった報道などから、独占禁止法の執行官庁というイメージが強いかもしれませんが、しかし、法違反行為を取り締まるだけでなく、特に変化が大きく成長が見込まれる分野について、規制、制度、慣行といった広い意味でのルールや仕組みを視野に、望ましい市場の在り方を示し、競争を促していくという取組にも力を入れています。

また、様々な制度や政策の中には、安全や品質、安定供給といった「競争」以外の価値の保護を理由として立案されるものもあり、日本経済をより発展させ、事業者と消費者の利益を守るために真に必要なのは何かという問い向き合っており、所管官庁との連携・調整に当たることがあります。対象分野に限定がなく、「公正かつ自由な競争を促進する」という使命を軸に、あらゆる分野における時々の政策課題に関与できることは、消費者行政とも共通するやりがいだと感じています。今後も、出向中に得られた視点をいかして、消費者を取り巻く現状を見つめ、今後のあるべき社会を描き、必要かつ実効性のある政策につなげていきたいと思っています。

現職 公正取引委員会事務総局
経済取引局総務課デジタル市場企画調査室室長補佐(企画調査第四担当)

役職 課長補佐

入行年次 平成27年入行

試験区分 総合職(院卒)

経歴 平成27年 消費者制度課総括係
平成28年 総務課審査第一係
平成29年 総務課企画係
消費者教育・地方協力課消費者教育推進室消費者教育第一係
平成30年 消費者教育・地方協力課消費者教育推進室政策企画専門職
令和1年 消費者教育推進課総括係長
令和2年 地方協力課総括係長
消費者制度課政策企画専門職
令和4年 消費者安全課事故調査室課長補佐(総括担当)
令和5年 現職



公正取引委員会事務総局

久保 美奈海
Kubo Minami



金融庁

杉田 香穂
Sugita Kaho

現職 金融庁監督局証券課企画係
役職 係長
入行年次 令和2年入行
試験区分 総合職(大卒)
経歴 令和2年 消費者制度課総括係
令和4年 金融庁へ出向

金融庁監督局証券課では、証券会社をはじめとする金融商品取引業者等の監督を行っています。私はその中で企画係として、課内外からの依頼への対応や、自主規制団体が主催するイベントに関する調整などを行っています。

日々の業務の中で扱う案件の中には、消費者庁ではあまり関わりがないような、業所管省庁ならではの案件も多いため、知識が足りず苦戦することも多々ありますが、同時に、未知の分野に挑戦することができて非常に興味深く思っています。特に、経済安全保障推進法の施行に向けた準備では、証券課所管の業者についてだけでなく、株式取引の仕組みも勉強するなど、幅広い知識を得ることができ、面白いです。

一方、証券課の業務の中には、詐欺的な投資勧誘についての注意喚起など、消費者行政に通じるものもあります。消費者行政の推進は消費者庁だけではできず、事業者を所管する業所管省庁との連携も不可欠です。今回の出向で知った業所管省庁での取組や出向中の業務で学んだ知識を、消費者政策の立案の際にもいかしていきたいと思っています。



海外から日本を見つめ直す

私は令和4年の夏から英国に留学し、一年目はオックスフォード大学で公共政策を学び、二年目となる今年はロンドン大学で人的資源管理を学んでいます。大学院では、理論を踏まえた学術的な議論に加えて、世界各国における実例に触れる機会が多くあり、様々な国や地域から来る同級生たちとの交流も相まって、日本ではなじみのない価値観や異なる社会制度について多くの学びを得ています。

大学の夏休みの間は、英国で市民相談業務を行っている二つの慈善団体でインターンを行い、国内の政策的課題やその背景事情について、具体的に学ぶ機会を得ました。一方の団体では、北アイルランドにおいて消費者保護に関わる行政機関等の役割を整理した一般向けの情報提供資料の執筆にも携わることができ、現地の消費者政策の推進体制を理解するとともに、ひるがえって、日本の制度についても気づきを新たにしました。

留学で得た多様な経験は、帰国後、海外当局との連携や、消費生活の国際化を踏まえた政策を推進するに当たり、大きな助けになるものと感じています。

ロンドン大学(LSE)



山口 裕士
Yamaguchi Yuji

役職 係長
入行年次 平成29年入行
試験区分 総合職(大卒)
経歴 平成29年 消費者政策課総括係
令和1年 総務課審査第二係
令和3年 金融庁へ出向
令和4年 総務課人事企画室人事専門職



セントルイス・ワシントン大学



土方 健太郎
Hijikata Kentaro

役職 係長
入行年次 平成29年入行
試験区分 総合職(大卒)
経歴 平成29年 消費者安全課総括係
令和1年 総務課調整第一係
令和2年 新未来創造戦略本部
令和3年 育児休業(1か月)
令和4年 総務課企画係長
令和5年 参事官(調査研究・国際担当)付
政策企画専門職



日本の暮らしの安心・安全の更なる向上へ

私は令和5年の夏から、米国セントルイス・ワシントン大学で法学を専攻しています。消費者庁は消費法や特商法といった各省庁の所掌を横串に刺すような法律を多く所管しており、こうした分野横断的な法制度を適時適切に策定・運用するためには、国際的な動向を把握することが重要です。GAFA等の巨大企業を擁する課題先進国アメリカから日本に取り入れられる知見は多く、アメリカ法の知識の習得は有益であると考えますが、日本の法制度の根底にある大陸法と英米法では考え方が異なり、渡り歩いて間もない今は、まずアメリカ法の何たるかを基礎から必死に勉強しています。

学業以外の日常生活も、今後の消費者行政に向き合う上で貴重な経験になっています。日々の生活に根づく様々な商慣習が日本とは異なっており、日本のあり方が必ずしも絶対的ではないと知る一方、日本の丁寧なサービス、暮らしの安心・安全は、世界に誇れる財産であるとも感じました。日本をより住みやすくできる知見を少しでも持ち帰れるよう、公私共に喰らい付いて行こうと思います。

Q Webサイトを通じて商品を購入するときに気を付けていることは？

A 他の購入者のレビューを必ず確認するようにしています。以前、商品説明の写真だけを見て購入したトイレマットが思ったよりかなり小さくて、買ったのを後悔した経験があります。それ以降通販サイトを利用する際は、レビューを慎重に確認するようになりました。その商品のレビューにも「思ったより小さい」としっかり書かれていました。。。

西 美海

Nishi Miu

参事官(公益通報・協働担当)付
総括担当主査付
令和5年入庁
一般職(高卒)



嶋田 龍人

Shimada Tatsuhiko

総務課調整第一係
令和5年入庁
一般職(高卒)

Q Webサイトを通じて商品を購入するときに気を付けていることは？

A 送料無料だからといって、むやみに最短の時間で注文するというのは、消費者庁に入ってからやめるようになりました。この商品を注文することによって、どこでどんな作業が生じるのか...というのを考えるようになり、本当にすぐ必要なのかを考えて購入するだけで、ドライバーさんたちの負担を少しでも抑えられることを知り、配送時間の指定には気を付けています。

Q オススメの保健機能食品は？
(トクホ、栄養機能食品、機能性表示食品)

A たっぶりのビタミンが入ったゼリーです。手軽に栄養が摂れて美味しいので、忙しい朝のお供になっています。

松本 芽依

Matsumoto Mei

消費者政策課総括係
令和5年入庁
一般職(大卒)

Q 消費者トラブルに巻き込まれたことはある？

A 賃貸契約において、初期費用の入金後に送られてきた契約書類を見て不信任を抱き、契約を解除し一部返金を要求したところ、事業者と全く連絡が取れなくなり、188に対応を相談したところ、188に相談を相談しなんとか返金を受けた、ということがありました。

熊谷 優雅

Kumagai Yuga

消費者制度課総括係
令和5年入庁
総合職(大卒)

Q 実践したエシカル消費は？

A 消費者庁が入っている庁舎1階のコンビニエンスストアや食堂に設置されたマシンで買えるコーヒーには、カエルのマークがついている(レインフォレスト・アライアンス認証を取得した農園の豆を使用している)ので、よく買っています！



浅野 晴香

Asano Haruka

参事官(調査研究・国際担当)付
総括担当主査付
令和5年入庁
総合職(院卒)

若手職員の Voice

Q 消費者トラブルに巻き込まれたことはある？

A 以前、購入したバッグが一日で壊れたことがあります。それからは価格ではなく品質を重視して商品を選ぶようにしています。Webサイトで購入する際にはクーリングオフ制度のある商品を積極的に選ぶようにしています。



齋藤 菜月

Saito Natsuki

総務課管理室総務係
令和5年入庁
一般職(高卒)

Q 食品ロス削減のために心掛けていることはある？

A 目の前にあるものはとにかく食べます。自分の体重よりも大切なものがあるという信念をもってとにかく食べます。



片岡かおる

Kataoka Kaoru

総務課企画係
令和5年入庁
一般職(大卒)

Q 食品ロス削減のために心掛けていることはある？

A 食べられる分だけ買うことを心がけています。美味しそうなものを見ついたら手にとってしまうがちですが、買っ量と胃の許容量が釣り合うように意識しています。



増田 実乃

Masuda Mino

総務課管理室契約係
令和5年入庁
一般職(高卒)

本城 かな

Honjo Kanna

消費者安全課総括係
令和5年入庁
一般職(大卒)

Q オススメの保健機能食品は？
(トクホ、栄養機能食品、機能性表示食品)

A トクホのマークの入ったお茶です。普段ほとんど運動をしていないので、体脂肪を減らす手助けしてくれるのはとてもありがたいです。



Q 実践したエシカル消費は？

A 「こども霞が関見学デー」というイベントで、資料として、着ることができなくなった服等を使って、サンドイッチやおにぎり等の食品サンプルを作りました。自分で取り組んでみたことで、改めて再利用の大切さや工夫の楽しさも認識できました。足るを知ることが大切だと思います。



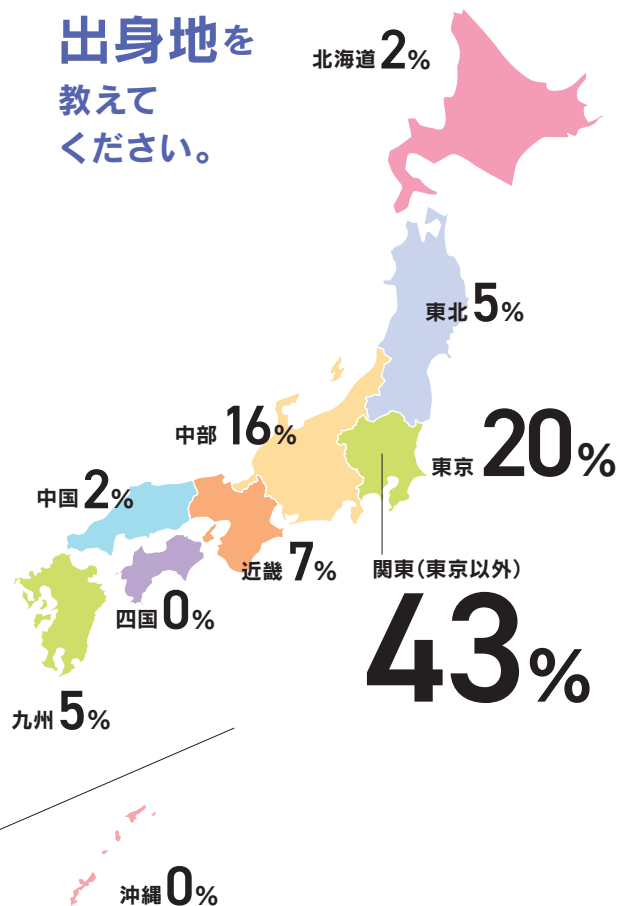
谷口 元軌

Taniguchi Genki

食品表示企画課総括係
令和5年入庁
総合職(大卒)

聞いてみました

プロパー職員

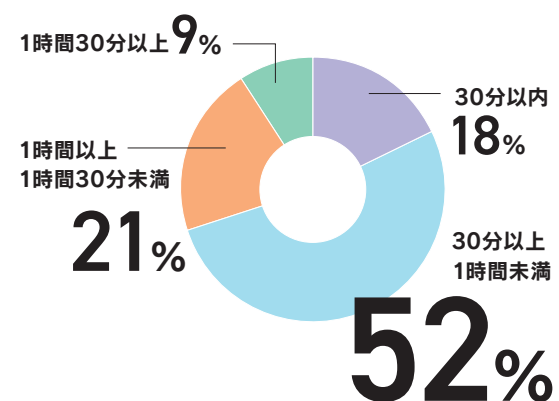
出身地を
教えてください。ずばり、
消費者庁の魅力は？

扱う業務の幅が広く、外部からの出向者や弁護士等の専門家も多いため、様々な視点から業務に触れることができます。

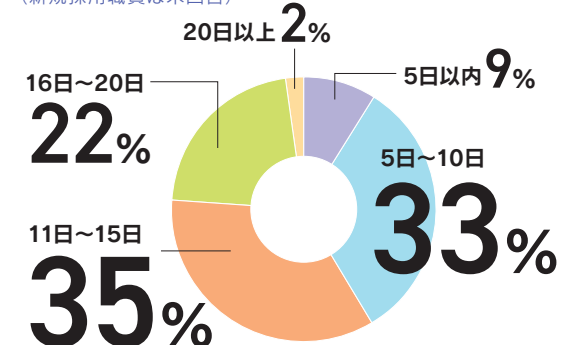
公務員の中でも特に生活と密接に関わっているため、自分が消費者であることを強調し、身近な利益を守りながら社会全体に貢献できるところが魅力だと思います。

職員の人柄が良い！若手のうちから、一人前の職員として意見を求められるたり活躍することもできます。

通勤時間を教えてください

昨年の年休取得数を
教えてください

(新規採用職員は未回答)



取引対策課総括係
岩崎 友香
Iwasaki Yuka
平成31年入庁 / 一般職(大卒)

仕事をするに
あたって
心掛けて
いることは
ありますか？

知り合いを増やすこと！知り合いであるかどうかは円滑な業務のために重要な要素であると思う。笑顔で常に謙虚に対応することを心掛けています。

組織で動く仕事なので、1人で抱えるよりも周りの人と協力して効率よく生産的に仕事をするよう心掛けています。

いい意味で「気にしない」こと。今後に生かせる点は反省し、気にしたり引きずっても仕方がないことは真面目に受け止めず、3日後には忘れるようにしています。

前例から学ぶことです。ただ前例踏襲をするわけではなく、そのようにしてきた理由を考えたり、「生身の人間」が作ってきたことを念頭に置いて批判的に見たりしています。

総務課
国会連絡専門職
佐々木 愛矢
Sasaki Aya
平成28年入庁 / 一般職(大卒)

仕事が
終わった後や
休日は
何をしていますか？

家族と楽しく過ごす時間を中心に、時には自分だけの時間も設けて、趣味に没頭することもあります。仕事で思いつめないためにも、私生活を充実させるようにしています。

野球観戦が趣味なので、仕事が早く終わった日には球場に足を運んでいます。また、休日にはサブゲーをやりに出すこともあります。

ゲーム、Youtubeなど頭を緩められるようなこと ショッピング、ネイル、まつパなど平日のモチベーションが上がるようなこと！

どのような人と
一緒に働きたい
ですか？

思いやりのある人です。各々が「自分より一歩外側」まで気を配れるようになれば、物事が円滑に進むことが増えると思うので。

互いを尊重し合える人。同じ庁内、同じ案件に携わる人間同士、互いの意見や状況を理解しながら調整できると、この人とだから自分も頑張れるという気持ちになります。

自分なりの問題意識を持ちつつも、独りよがりにならず、他人の意見を柔軟に受け止められる人です。

職場の雰囲気は
どんな感じですか？

くだらない話でも聞いて笑ってくれたり、逆に、真面目な相談とかはしっかり乗ってくれる。ON/OFFがしっかりしている職場です。

なんでも相談でき、また、若いうちから様々な経験ができます。

分からないことや疑問に思ったことは、ざっくばらんに質問や議論をするなど、風通しがよく、協力して効率的に業務に取り組む職場です。

総務課人事企画室任用係
小関 伶奈
Ozeki Reina
平成31年入庁 / 一般職(高卒)

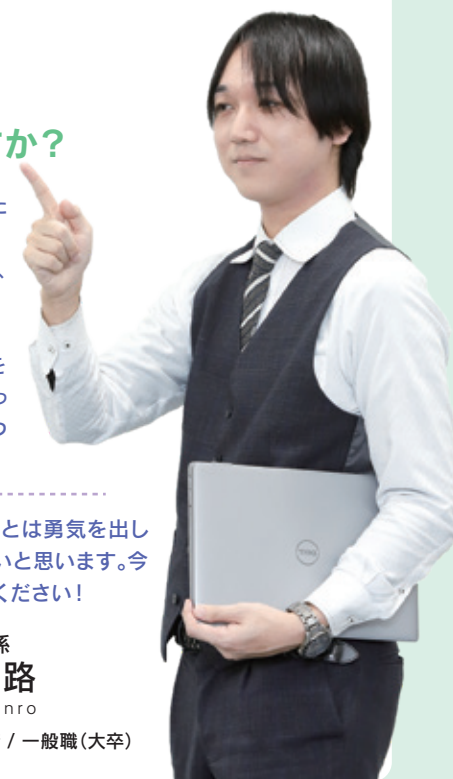
学生のうちに
やっておいた方が
いいことはありますか？

友達とオールでカラオケ行ったり、旅行に2週間くらい行く！（社会人になってもできませんが、体力が衰えてくるので(笑)）

考える癖をつけること。疑問を持つこと。なんでこれはこうなっているのだろうか？と思う癖をつけること。

「やりたい」と少しでも思ったことは勇気を出してどんどんチャレンジするとよいと思います。今のうちにできることを楽しんでください！

総務課組織係
大島 純路
Oshima Junro
平成29年入庁 / 一般職(大卒)





国民生活センター 池田 正慶
Ikeda Masanori

消費者庁と親元の違いは何ですか？

理系出身者が大部分を占める親元と異なり、消費者庁は様々な背景や経歴を持ったメンバーで構成されており、多様な考えや意見に触れることができます。親元では味わえなかった刺激で毎日あふれています。

消費者庁プロパーの印象を教えてください。

プロパー同士が良好な信頼関係にあり、プロパーの庁内ネットワークが確立されているようです。そのため、業務上、何か問題が生じた際はそのネットワークのおかげで業務を円滑に進めることができます。



内閣府 池田 匡史
Ikeda Masahumi

出向してよかったと思うことを教えてください。

私は現在のポストが2度目の消費者庁出向ですが、1度目は人事の採用担当として出向してきましたので、本当に素晴らしい消費者庁プロパー(皆さんの先輩方?)の採用に携われたことが素晴らしい経験だと思っています。

消費者庁プロパーの印象を教えてください。

消費者庁が若い省庁ということもあり、自分たちの手で組織を運営していこうという意識が非常に高く立派だと思います。また、プロパー間の仲が非常に良く、そのことが仕事のしやすさに繋がっている印象です。とてもいいコトちです。

公正取引委員会 吉井 悠祐
Yoshii Yusuke

出向してよかったと思うことを教えてください。

消費者庁は他の省庁や民間からの出向者が多い役所です。特に民間の方は役所の型にはまらないアイデアを持っています。そのアイデアを聞いたり、一緒に協力して施策を実行できるのは楽しいですし、自身の役人としての成長も実感できました。



消費者庁プロパーの印象を教えてください。

プロパー職員は実務面で様々な仕事に従事しています。大変な業務の中でも明るく振舞ってくれるところが、庁内のルールを知らない出向者にとって大変ありがたい存在となっています。

農林水産省

消費者庁と親元の違いは何ですか？

消費者庁は新しい役所なので、若い人や女性が多く、風通しが良いように感じますし、優しい人が多い。困ったときのサポートもおもしろいです。

また、直接消費者の方の意見を聞く事もでき、仕事のやりがいがあります。

消費者庁プロパーの印象を教えてください。

農林水産省の職員は9割位が男性ですが、消費者庁は女性が多く活躍しているイメージがあります。働きながら学校に通ったり、夏季休暇と年次休暇を組み合わせて海外旅行をしたりと、仕事と自分の興味を上手に両立している感じがします。

埼玉県庁

出向してよかったと思うことを教えてください。

親元では経験し得ない、規模の大きな業務に携われたことです。世間でも名の知れた事業者に関し自身が担当として調査を行う機会があり、さすが全国規模で調査を行う機関だなと感じました。また、消費者庁を含む多くの省庁、機関の方と接し、専門的な調査手法や見解を学ぶことができたことも、出向して良かったと思うことの一つです。

消費者庁プロパーの印象を教えてください。

担当される業務への専門性があると感じるのはもちろん、明るく、コミュニケーション能力の高い方が多い印象を受けます。出向者である私に対しても気さくに接していただき、おかげさまで職場でもプライベートでも楽しく過ごせています。

小田 典靖
Oda Noriyasu

消費者庁への転職を決めたきっかけを教えてください。

もともと消費者問題について関心があったところ、縁あって、消費者庁の任期付職員として採用されることになりました。入庁後、法改正に関する業務に携わるようになり、その奥深さにはまり、プロパー職員の募集があった際に応募し、採用されることになりました。

転職してよかったと思うことを教えてください。

転職前の仕事も相応にやりがいがありました。消費者行政の司令塔として業務を行いますので、全国的に影響を及ぼし得る成果を出すことが可能であり、他の仕事とは比べ物にならないくらいやりがいを感じることができます。

消費者庁への転職を決めたきっかけを教えてください。

所属していた弁護士事務所を退職することとなり、新たな就職先を検討していたところ、司法修習前から公務に興味があったため、任期付職員の募集を探し、その中で興味のある執行業務を募集していた消費者庁に応募しました。その後、公務を続けるためにプロパー職員に応募しました。

転職してよかったと思うことを教えてください。

民間では顧客探しや売上といった要素を気にする必要がありますが、公務員の場合、国民全体を顧客とすることから、新たな顧客探しなどは不要であり、そういったものに縛られず社会正義の実現に貢献できることです。



浅見 陽子
Asami Yoko

消費者庁への転職を決めたきっかけを教えてください。

育児が一段落したことがきっかけです。スマホなどのICTメディア発生時期に始めた子育てでしたので、「スマホ第一世代」の子どもたちが巻き込まれる詐欺や性犯罪が身近にありました。その経験から消費者行政に興味を持っていました。

転職してよかったと思うことを教えてください。

消費生活相談(消費者ホットライン188)の情報提供の仕組みを知ったことです。2026年に向けて進められているDX化が、消費者への迅速な注意喚起に活用されて、消費者被害の未然防止にまで繋がっていくことを期待しています。

消費者庁への転職を決めたきっかけを教えてください。

任期付職員を経てさらに消費者行政に携わりたと思ったとき、消費者庁は弁護士も多く、新しく規模も小さい省庁で出向者等も多いため、歴史ある省庁より途中からでも入りやすく思えたことです。また、中央省庁では珍しく個別事件への対応業務がある点で、それまで個別事件に対応してきた弁護士業務と親和性があると思えたことも転職を決めたきっかけになりました。

転職してよかったと思うことを教えてください。

周囲には優秀な方が多く、特に消費者庁は多様なバックグラウンドを有する出向者が多く、個人プレーの弁護士業務より勉強できる環境にあることです。また、働き方の点でも、ホワイトで休暇対応など助け合える環境にあることが良いです。

採用案内

採用実績

年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
総合職 (院卒者・大卒程度)	3(1)人	3(2)人	3(1)人	3(2)人	4(2)人
一般職 (大卒程度)	6(4)人	4(2)人	5(2)人	4(4)人	4(2)人
一般職 (高卒者)	5(2)人	0(0)人	3(2)人	4(3)人	4(3)人

※2024年度の値は2024年1月1日時点の採用内定者を表す

()内はうち女性数

勤務地

消費者庁本庁以外の勤務先(例)

[国内]

- 他省庁/内閣官房、内閣府、金融庁、公正取引委員会事務総局、デジタル庁 等
- 地方公共団体/埼玉県 等

[海外]

- 国際機関/経済協力開発機構(OECD) 等

Q&A

どのような人材が求められていますか？

消費者庁では、消費者の日々の生活に直結する行政課題を扱うことから、時代の流れによって変化する消費者のニーズや行政課題を的確に把握し、政策を考えていくなど、柔軟かつ迅速な対応が求められます。そのため、自身の個性や強みをいかしつつ、消費者庁が掲げる五つの行動指針である「消費者・生活者の視点に立ち、国民全体の利益を考えること」「強い責任感と高い志」「受け手の立場に立ったコミュニケーション」「知見の獲得・深化とそれを用いて成果を示すこと」「挑戦し続けること」ができる人材が求められます。特に、消費者庁は他府省庁および民間から来られた方が多くいます。多種多様な属性を持つ同僚や上司と良好な人間関係を構築しつつ、消費者庁職員として新たな風を吹き込み大きなシナジーをもたらす人材がとても重要と考えています。

配属先はどのように決まるのですか？

毎年人事担当との面談などを通じて、本人の希望・能力・適性等を総合的に勘案しながら配属先を決定します。将来的に、総合職は消費者行政を俯瞰した政策立案を担うことを、一般職は専門的知見を習得し特定分野の専門家として活躍していくことを目指した配置にしています。

業務において英語力は必要となりますか？

現在、電子商取引や国境をまたぐ越境取引の分野などで国際型とでもいべき消費者問題が顕在化しており、そのような問題への対応に際しては、英語力が要求されることがあります。官庁訪問において英語力を採用の判断にすることはありませんが、入庁後は英語力のスキルアップを通じて、活躍の場を広げていただきたいと思います。消費者庁では職員のスキルアップサポートとして、英語研修を行っています。

理工系や教育系など法律・経済を学んでこなかった学生でも採用されますか？

理工系や教育系の方の採用実績もあります。法律系に関しては、消費者行政の企画立案などに高度な法律の知識を要することから、法科大学院修了者を含めて多くの採用実績があります。

なお、官庁訪問に臨むに当たり、消費者行政の専門知識は必要ありません。採用はあくまでも「人物本位」です。消費者庁が担う幅広い分野の政策について旺盛な知識意欲を持って学ぶ姿勢、消費者から企業まで様々な方と対話できるコミュニケーション能力とバランス感覚などを評価しています。「ありのままの自分」をあなた自身の言葉で語ってもらえればよいのです。

なお、直近5年間の新規採用者の出身学部(専攻)は以下のとおりです。

